

# 綾 部 市 公 報

番 号 第 7 3 3 号  
発行日 令和 5 年 7 月 1 日  
発行所 綾部市役所

## 目 次

### ○ 告 示

- ・ 地縁団体変更告示（新広小路自治会）  
（市民協働課）・・・ 1
- ・ 地縁団体変更告示（日置谷自治会）  
（市民協働課）・・・ 2
- ・ 令和 5 年 6 月綾部市議会定例会招集告示  
（総務課）・・・ 3
- ・ 綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示  
（市民・国保課）・・・ 4
- ・ 綾部市予防接種事故災害補償規程の一部改正  
（保健推進課）・・・ 5
- ・ 地縁団体認可告示（旭町塩谷最寄）  
（市民協働課）・・・ 6
- ・ あやべ特別市民設置要綱の一部改正  
（秘書広報課）・・・ 7

### ○ 公 告

- ・ クリーンセンター外壁改修工事公募型指名競争入札について  
（監理課）・・・ 8
- ・ 通信指令室改修工事（建築本体工事）条件付一般競争入札について  
（監理課）・・・ 19
- ・ 市道高津旭線舗装工事その 1 条件付一般競争入札（取り抜け方式）について  
（監理課）・・・ 29

- ・ 市道高槻陸橋線舗装工事条件付一般競争入札（取り抜け方式）について  
（監理課）・・・ 39
- ・ 通信指令室改修工事（電気設備工事）条件付一般競争入札について  
（監理課）・・・ 49
- ・ 浄化槽設置工事その 2 条件付一般競争入札（取り抜け方式）について  
（監理課）・・・ 59
- ・ 浄化槽設置工事その 3 条件付一般競争入札（取り抜け方式）について  
（監理課）・・・ 70
- ・ 浄化槽設置工事その 1 条件付一般競争入札（取り抜け方式）について  
（監理課）・・・ 81
- ・ 浄化槽設置工事その 4 条件付一般競争入札（取り抜け方式）について  
（監理課）・・・ 92
- ・ 所有者の判明しない動物の収容について  
（保健推進課）・・・ 102
- ・ 公示送達  
（税務課）・・・ 103
- ・ 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の縦覧について  
（農業委員会）・・・ 104
- ・ まちなか空間向上計画策定業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について  
（都市計画課）・・・ 105
- ・ 私市町防火水槽新設工事条件付一般競争入札について

	(監理課) . . . 121
・睦合町消防ポンプ格納庫 (詰所付) 新設工事条件付一般競争入札について	
	(監理課) . . . 131
・市道綾部工業団地 3 号線舗装工事と市道綾部工業団地 3 号線マンホール調整工事条件付一般競争入札 (取り抜け方式) について	
	(監理課) . . . 141
・市道高津旭線舗装工事その 2 条件付一般競争入札 (取り抜け方式) について	
	(監理課) . . . 153
・公示送達	
	(税務課) . . . 163
・公示送達	
	(税務課) . . . 164
・所有者の判明しない動物の収容について	
	(保健推進課) . . . 165
・公示送達	
	(市民・国保課) . . . 166
○消防本部告示	
・綾部市火災予防条例に基づく指定催しについて	
	. . . 167
○教育委員会告示	
・令和 5 年度第 3 回綾部市教育委員会招集告示	
	. . . 168
○監査公表	
・令和 4 年度定期監査結果	
	. . . 169
・令和 4 年度随時監査結果	
	. . . 176
・令和 4 年度行政監査結果	
	. . . 179
・令和 4 年度財政援助団体等監	

査結果

. . . 182

綾部市告示第138号

地縁による団体「新広小路自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和5年6月8日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市広小路四丁目59-4 西 村 健 に変更する  
事務所を 綾部市広小路四丁目59-4 に変更する

2 変更の年月日

令和5年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第139号

地縁による団体「日置谷自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和5年6月8日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市八津合町日置村中19番20番合地 森 津 重 見 に変更する

2 変更の年月日

令和5年2月26日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 4 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条の規定に基づき、令和 5 年 6 月 1 9 日綾部市議会定例会を綾部市に招集する。

令和 5 年 6 月 1 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第147号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和5年6月12日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号・枝番
令和5年 4月 5日	綾0907-15011・04
令和4年 4月 1日	綾0826-12028・02
令和4年 4月 1日	綾0211-75013・04
令和4年 4月 1日	綾0830-15041・03
令和5年 3月17日	綾0821-21006・03

綾部市告示第148号

綾部市予防接種事故災害補償規程（平成2年綾部市告示第36号）の一部を次のように改正する。

令和5年6月13日

綾部市長 山崎善也

第4条第2号ア中「4,420万円」を「4,530万円」に改め、同号イ中「4,420万円」を「4,530万円」に、「2,943万1千円」を「3,016万4千円」に、「2,246万8千円」を「2,302万7千円」に改める。

附 則

この告示は、令和5年6月13日から施行し、改正後の綾部市予防接種事故災害補償規程の規定は、令和5年4月1日以降に発見された事故から適用する。

綾部市告示第149号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定に基づき、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示する。

令和5年6月15日

綾部市長 山 崎 善 也

1 名 称

旭町塩谷最寄

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 熊野神社の管理

3 区 域

本会の区域は、綾部市旭町小畑から一本杉までの区域とする。

4 主たる事務所

京都府綾部市旭町寺ノ前33-1に置く。

5 代表者

綾部市旭町寺ノ前33-1  
四方 邦秀

6 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者の選任

無し

7 代理人

無し

8 規約に定める解散事由

地方自治法第260条の20の規定による

9 認可年月日

令和5年6月15日



綾部市告示第 1 5 0 号

あやべ特別市民設置要綱（平成 1 1 年綾部市告示第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 6 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 7 条中「秘書担当課」を「ふるさと納税担当課」に改める。

附 則

この告示は、令和 5 年 6 月 2 8 日から施行する。

綾部市公告第48号

クリーンセンター管理費（大規模改修事業）、クリーンセンター外壁改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和5年6月12日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第505 18号
- (2) 工 事 名 クリーンセンター外壁改修工事
- (3) 工事場所 綾部市野田町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、クリーンセンターにおける外壁改修等の工事を行うものです。ごみ処理施設を利用しながらの工事であるため、作業時間、進入路等の制約もあり、施設利用者及びごみ収集業者への安全確保や環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 屋上防水改修 一式  
外壁防水改修 一式
- (6) 予定工期 令和5年 7月11日から  
令和5年12月 7日まで（150日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和5年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に建築工事のA等級で登録されており、令和5年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を建築工事について受けているものであること。
- (4) 令和5年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、建築工事の総合評点が750点以上であること。
- (5) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。
- (6) 請負金額1,000万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の建築

工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。

- (7) 建築工事に係る監理資格を有した技術者を、監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者にはなれません。

### 3 提出書類

#### (1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式一1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式一2）2部を監理課へ持参により提出すること。

#### (2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。  
紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式一3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、監理技術者の法令による免許欄には、2(7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2(8)を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

### 4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

#### (1) 設計図書の閲覧

- ①期間 令和5年6月12日（月）午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。  
([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課 契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は210円です。

(2) 入札参加申請書の受付

- ①期間 令和5年6月15日（木）午前9時から午後6時まで  
令和5年6月16日（金）午前9時から正午まで  
ただし、紙入札希望業者の提出で6月15日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- (1) 入札通知書及び非指名通知書については、令和5年6月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ① 期間 令和5年6月22日（木）から  
令和5年6月23日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ② 対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ③ 回答 令和5年6月26日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①期間 令和5年6月30日（金）午前9時から午後6時まで  
令和5年7月 3日（月）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は6月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月 3日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量

については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和5年7月4日(火)午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

(3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

(4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

(5) 配置予定の現場代理人、監理技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

(6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail [kanri@city.ayabe.lg.jp](mailto:kanri@city.ayabe.lg.jp)

様式－ 1

## 紙入札方式参加承諾願

- 1 工事番号 .....  
2 工 事 名 .....  
3 場 所 .....  
4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

## 公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

⑩

電 話 番 号  
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

### 記

工事番号  
工 事 名  
工事場所  
添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）



様式 - 3

技 術 資 料

住 所

名 称

1 同種工事又は類似工事の施工実績

工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)		.....	.....
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置	.....	.....

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)		.....	.....
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置	.....	.....



綾部市公告第 4 9 号

京都府中・北部地域消防指令センター整備事業、通信指令室改修工事(建築本体工事)に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 5 年 6 月 1 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 工事番号  | 第 5 0 5 1 9 号  |
| (2) 工 事 名 | 通信指令室改修工事(建築本体工事)                                      |
| (3) 工事場所  | 綾部市味方町(別添位置図参照)  |
| (4) 工事概要  | 通信指令室他改修 9 0. 4 m <sup>2</sup><br>上記にかかる建築工事、機械設備工事 一式 |
| (5) 予定工期  | 令和 5 年 7 月 1 1 日から<br>令和 6 年 3 月 3 1 日まで(2 6 5 日間)     |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 5 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事の B 等級で登録されており、令和 5 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1) とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和5年6月12日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は260円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和5年6月15日(木)午前9時から午後6時まで

令和5年6月16日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で6月15日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和5年6月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和5年6月22日(木)から

令和5年6月23日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和5年6月26日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行

いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和5年6月30日(金) 午前9時から午後6時まで  
令和5年7月 3日(月) 午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は6月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月 3日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和5年7月4日(火) 午前9時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp



様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が8,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が8,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が8,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
  - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が8,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



通信指令室改修工事（建築本体工事）

綾部市公告第50号

道路整備事業、市道高津旭線舗装工事その1に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り分け方式）とします。

令和5年6月12日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 工事番号  | 第505 21号   |
| (2) 工 事 名 | 市道高津旭線舗装工事その1  |
| (3) 工事場所  | 綾部市旭町（別添位置図参照）   |
| (4) 工事概要  | L=86.5m W=6.9~7.0m<br>アスファルト舗装工 A=601m <sup>2</sup><br>区画線工 L=432m |
| (5) 予定工期  | 令和5年 7月11日から<br>令和5年11月17日まで（130日間）                                |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和5年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のB等級又はC等級で登録されており、令和5年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書  
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一

一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和5年6月12日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は330円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和5年6月15日(木) 午前9時から午後6時まで

令和5年6月16日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で6月15日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和5年6月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和5年6月22日(木) から

令和5年6月23日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。



- ④回答 令和5年6月26日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

- ①日時 令和5年6月30日（金）午前9時から午後6時まで  
令和5年7月 3日（月）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は6月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月 3日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和5年7月4日（火）午前10時10分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第505 21号 市道高津旭線舗装工事その1	1	本案件
第505 22号 市道高槻陸橋線舗装工事	2	

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

# 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者															
1	(氏 名)	(氏 名)															
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; border-right: 1px dashed black;">手</td> <td>(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black;">持</td> <td>(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black;">工</td> <td>(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black;">事</td> <td>(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事	(完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; border-right: 1px dashed black;">手</td> <td>(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black;">持</td> <td>(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black;">工</td> <td>(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black;">事</td> <td>(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
2	(氏 名)	(氏 名)															
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; border-right: 1px dashed black;">手</td> <td>(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black;">持</td> <td>(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black;">工</td> <td>(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black;">事</td> <td>(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事	(完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; border-right: 1px dashed black;">手</td> <td>(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black;">持</td> <td>(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black;">工</td> <td>(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black;">事</td> <td>(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
3	(氏 名)	(氏 名)															
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; border-right: 1px dashed black;">手</td> <td>(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black;">持</td> <td>(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black;">工</td> <td>(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black;">事</td> <td>(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事	(完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; border-right: 1px dashed black;">手</td> <td>(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black;">持</td> <td>(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black;">工</td> <td>(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black;">事</td> <td>(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
4	(氏 名)	(氏 名)															
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; border-right: 1px dashed black;">手</td> <td>(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black;">持</td> <td>(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black;">工</td> <td>(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black;">事</td> <td>(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事	(完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; border-right: 1px dashed black;">手</td> <td>(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black;">持</td> <td>(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black;">工</td> <td>(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black;">事</td> <td>(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
5	(氏 名)	(氏 名)															
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; border-right: 1px dashed black;">手</td> <td>(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black;">持</td> <td>(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black;">工</td> <td>(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black;">事</td> <td>(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事	(完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; border-right: 1px dashed black;">手</td> <td>(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black;">持</td> <td>(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black;">工</td> <td>(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black;">事</td> <td>(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																

## 【記載上の注意事項】

### 1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

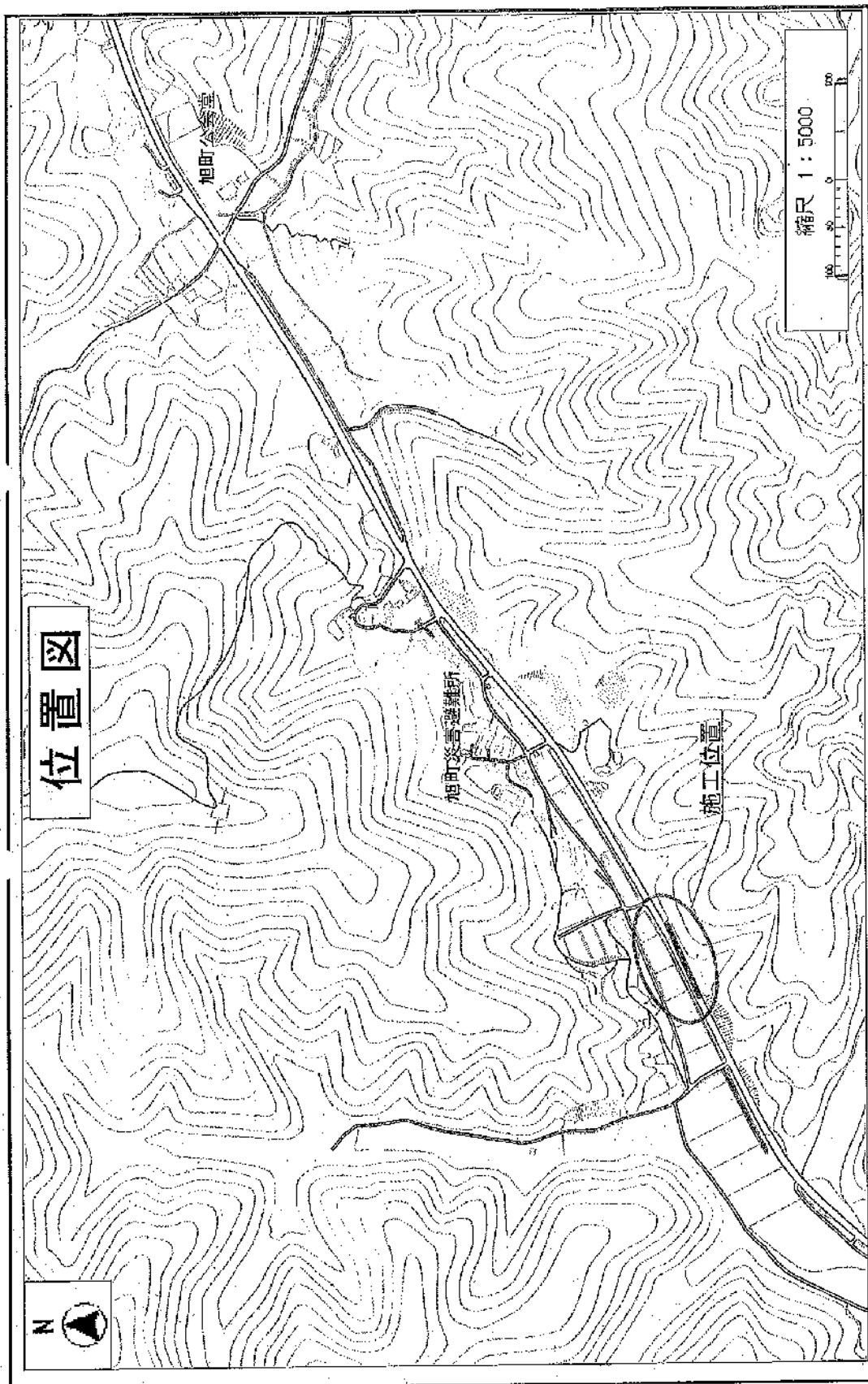
### 2) 主任技術者

- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

### 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。

- (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。





綾部市公告第51号

道路整備事業、市道高槻陸橋線舗装工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り抜け方式）とします。

令和5年6月12日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 工事番号  | 第505 22号   |
| (2) 工 事 名 | 市道高槻陸橋線舗装工事  |
| (3) 工事場所  | 綾部市上杉町（別添位置図参照）  |
| (4) 工事概要  | L = 91.5 m W = 5.8 ~ 7.6 m<br>アスファルト舗装工 A = 639 m <sup>2</sup><br>区画線工 L = 173 m |
| (5) 予定工期  | 令和5年 7月11日から<br>令和5年11月17日まで（130日間）  |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和5年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のB等級又はC等級で登録されており、令和5年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書  
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一

一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和5年6月12日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は290円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和5年6月15日(木) 午前9時から午後6時まで

令和5年6月16日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で6月15日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和5年6月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和5年6月22日(木) から

令和5年6月23日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 令和5年6月26日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

- ①日時 令和5年6月30日（金）午前9時から午後6時まで  
令和5年7月 3日（月）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は6月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月 3日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和5年7月4日（火）午前10時30分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第505 21号 市道高津旭線舗装工事その1	1	
第505 22号 市道高槻陸橋線舗装工事	2	本案件

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者			
1	(氏 名)	(氏 名)			
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
2	(氏 名)	(氏 名)			
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
3	(氏 名)	(氏 名)			
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
4	(氏 名)	(氏 名)			
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
5	(氏 名)	(氏 名)			
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				

## 【記載上の注意事項】

### 1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

### 2) 主任技術者

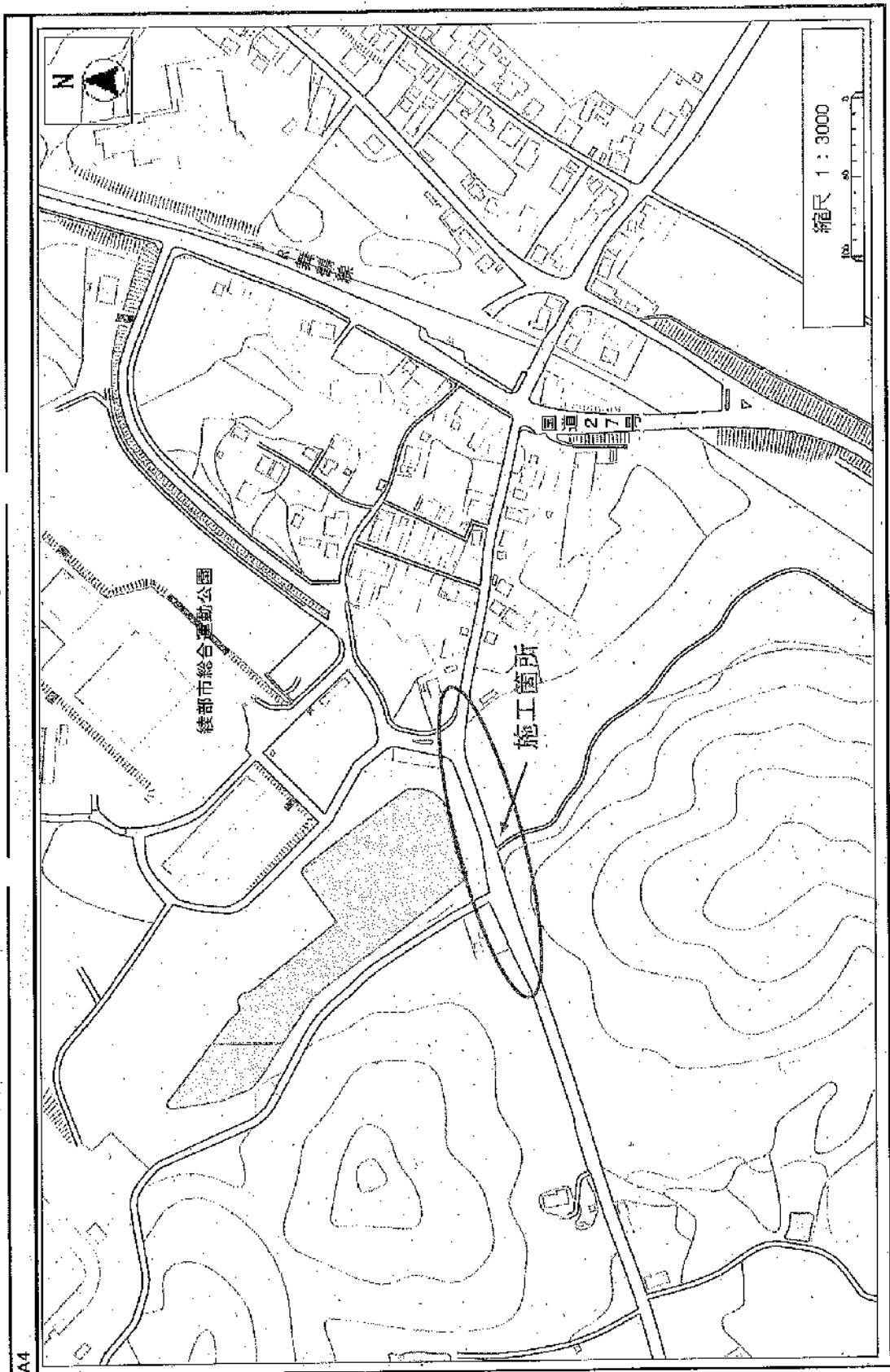
- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

### 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。



- (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第52号

京都府中・北部地域消防指令センター整備事業、通信指令室改修工事(電気設備工事)に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和5年6月12日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- |           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| (1) 工事番号  | 第505 23号                          |
| (2) 工 事 名 | 通信指令室改修工事(電気設備工事)                 |
| (3) 工事場所  | 綾部市味方町(別添位置図参照)                   |
| (4) 工事概要  | 通信指令室他改修 90.4㎡<br>上記にかかる電気設備工事 一式 |
| (5) 予定工期  | 令和5年7月19日から<br>令和6年3月31日まで(257日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和5年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事のA等級、B等級、C等級のいずれかで登録されており、令和5年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1)とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2)2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和5年6月12日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は200円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和5年6月15日(木)午前9時から午後6時まで

令和5年6月16日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で6月15日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和5年6月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和5年6月22日(木)から

令和5年6月23日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和5年6月26日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行

いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和5年7月 7日(金) 午前9時から午後6時まで  
令和5年7月10日(月) 午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出7月 7日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月10日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和5年7月11日(火) 午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所



様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	手持 工事
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	手持 工事
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	手持 工事
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	手持 工事
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	手持 工事
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

**2) 主任技術者**

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



通信指令蓋改修工事（電氣設備工事）

綾部市公告第 5 3 号

下水道整備事業、浄化槽設置工事その 2 に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り抜け方式）とします。

令和 5 年 6 月 1 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 工事番号  | 第 5 0 5 2 4 号   |
| (2) 工 事 名 | 浄化槽設置工事その 2   |
| (3) 工事場所  | 綾部市睦寄町外（別添位置図参照）  |
| (4) 工事概要  | 小型合併処理浄化槽設置<br>5 人槽構造基準型 P 付 2 基<br>5 人槽コンパクト型 1 基<br>7 人槽コンパクト型 P 付 1 基<br>計 4 基 |
| (5) 予定工期  | 令和 5 年 7 月 1 1 日から<br>令和 5 年 1 1 月 7 日まで（1 2 0 日間）                                |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 5 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で浄化槽工事の登録があり、かつ土木工事・建築工事・管工事のいずれかにおいて、A 1 等級、A 等級、B 等級のいずれかで登録されており、令和 5 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 浄化槽工事に係る綾部市発注工事で、令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

### 3 提出書類

#### (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

#### (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

### 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

#### (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和5年6月12日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は780円です。

#### (2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和5年6月15日（木）午前9時から午後6時まで

令和5年6月16日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で6月15日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

### 5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和5年6月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

### 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和5年6月22日（木）から

令和5年6月23日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の

提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和5年6月26日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

①日時 令和5年6月30日（金）午前9時から午後6時まで  
令和5年7月 3日（月）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は6月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月 3日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和5年7月4日（火）午前10時50分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし

ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

**11 郵送による入札の可否**

郵送による入札は認めません。

**12 その他**

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第505 24号 浄化槽設置工事その2	1	本案件
第505 25号 浄化槽設置工事その3	2	
第505 26号 浄化槽設置工事その1	3	
第505 27号 浄化槽設置工事その4	4	

**13 問い合わせ先**

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階



電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)  
FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)  
E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者															
1	(氏 名)	(氏 名)															
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; border-right: 1px dashed black; text-align: center;">手</td> <td style="padding-left: 5px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">持</td> <td style="padding-left: 5px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">工</td> <td style="padding-left: 5px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">事</td> <td style="padding-left: 5px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事	(完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; border-right: 1px dashed black; text-align: center;">手</td> <td style="padding-left: 5px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">持</td> <td style="padding-left: 5px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">工</td> <td style="padding-left: 5px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">事</td> <td style="padding-left: 5px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
2	(氏 名)	(氏 名)															
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; border-right: 1px dashed black; text-align: center;">手</td> <td style="padding-left: 5px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">持</td> <td style="padding-left: 5px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">工</td> <td style="padding-left: 5px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">事</td> <td style="padding-left: 5px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事	(完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; border-right: 1px dashed black; text-align: center;">手</td> <td style="padding-left: 5px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">持</td> <td style="padding-left: 5px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">工</td> <td style="padding-left: 5px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">事</td> <td style="padding-left: 5px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
3	(氏 名)	(氏 名)															
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; border-right: 1px dashed black; text-align: center;">手</td> <td style="padding-left: 5px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">持</td> <td style="padding-left: 5px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">工</td> <td style="padding-left: 5px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">事</td> <td style="padding-left: 5px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事	(完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; border-right: 1px dashed black; text-align: center;">手</td> <td style="padding-left: 5px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">持</td> <td style="padding-left: 5px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">工</td> <td style="padding-left: 5px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">事</td> <td style="padding-left: 5px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
4	(氏 名)	(氏 名)															
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; border-right: 1px dashed black; text-align: center;">手</td> <td style="padding-left: 5px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">持</td> <td style="padding-left: 5px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">工</td> <td style="padding-left: 5px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">事</td> <td style="padding-left: 5px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事	(完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; border-right: 1px dashed black; text-align: center;">手</td> <td style="padding-left: 5px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">持</td> <td style="padding-left: 5px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">工</td> <td style="padding-left: 5px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">事</td> <td style="padding-left: 5px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
5	(氏 名)	(氏 名)															
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; border-right: 1px dashed black; text-align: center;">手</td> <td style="padding-left: 5px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">持</td> <td style="padding-left: 5px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">工</td> <td style="padding-left: 5px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">事</td> <td style="padding-left: 5px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事	(完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; border-right: 1px dashed black; text-align: center;">手</td> <td style="padding-left: 5px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">持</td> <td style="padding-left: 5px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">工</td> <td style="padding-left: 5px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">事</td> <td style="padding-left: 5px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																

## 【記載上の注意事項】

### 1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

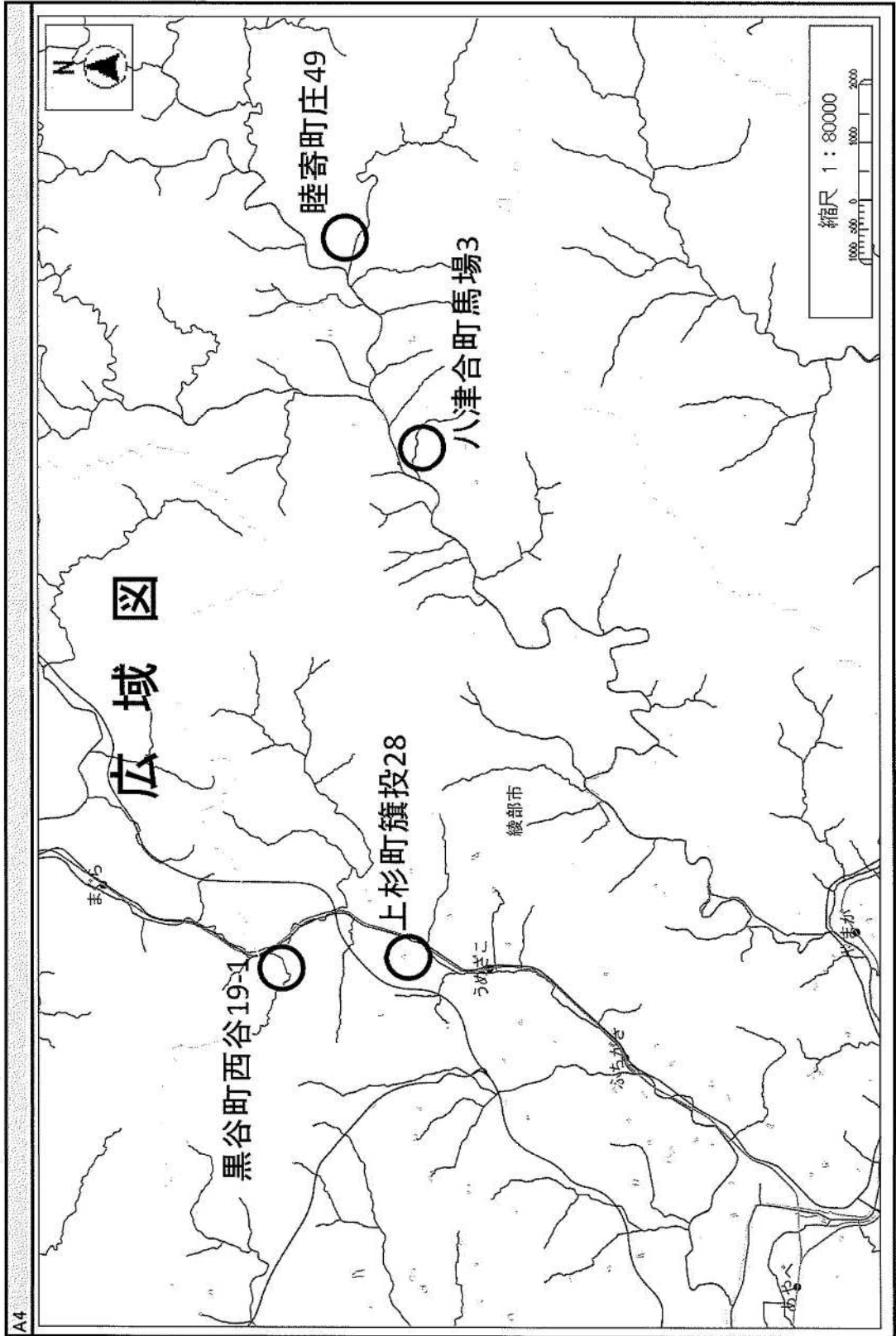
### 2) 主任技術者

- 1 土木工事・建築工事・管工事のいずれかで技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

### 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。

- (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



A4

綾部市公告第 5 4 号

下水道整備事業、浄化槽設置工事その 3 に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り分け方式）とします。

令和 5 年 6 月 1 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 工事番号  | 第 5 0 5 2 5 号  |
| (2) 工 事 名 | 浄化槽設置工事その 3  |
| (3) 工事場所  | 綾部市篠田町外（別添位置図参照）   |
| (4) 工事概要  | 小型合併処理浄化槽設置<br>5 人槽構造基準型 1 基<br>5 人槽構造基準型 P 付 1 基<br>7 人槽コンパクト型 P 付 2 基<br>計 4 基 |
| (5) 予定工期  | 令和 5 年 7 月 1 1 日から<br>令和 5 年 1 0 月 2 8 日まで（1 1 0 日間）                             |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 5 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で浄化槽工事の登録があり、かつ土木工事・建築工事・管工事のいずれかにおいて、A 1 等級、A 等級、B 等級のいずれかで登録されており、令和 5 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 浄化槽工事に係る綾部市発注工事で、令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。



3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和5年6月12日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は760円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和5年6月15日（木）午前9時から午後6時まで

令和5年6月16日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で6月15日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和5年6月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和5年6月22日（木）から

令和5年6月23日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の

提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和5年6月26日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

- ①日時 令和5年6月30日（金）午前9時から午後6時まで  
令和5年7月 3日（月）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は6月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月 3日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和5年7月4日（火）午前11時10分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし

ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第505 24号 浄化槽設置工事その2	1	
第505 25号 浄化槽設置工事その3	2	本案件
第505 26号 浄化槽設置工事その1	3	
第505 27号 浄化槽設置工事その4	4	

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)  
FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)  
E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

# 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者			
1	(氏 名)	(氏 名)			
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
2	(氏 名)	(氏 名)			
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
3	(氏 名)	(氏 名)			
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
4	(氏 名)	(氏 名)			
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
5	(氏 名)	(氏 名)			
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				

## 【記載上の注意事項】

### 1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

### 2) 主任技術者

- 1 土木工事・建築工事・管工事のいずれかで技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

### 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。



- (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 5 5 号

下水道整備事業、浄化槽設置工事その 1 に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り分け方式）とします。

令和 5 年 6 月 1 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 工事番号  | 第 5 0 5 2 6 号   |
| (2) 工 事 名 | 浄化槽設置工事その 1   |
| (3) 工事場所  | 綾部市私市町外（別添位置図参照）  |
| (4) 工事概要  | 小型合併処理浄化槽設置<br>5 人槽構造基準型 1 基<br>5 人槽構造基準型 P 付 1 基<br>5 人槽コンパクト型 1 基<br>7 人槽構造基準型 1 基<br>計 4 基 |
| (5) 予定工期  | 令和 5 年 7 月 1 1 日から<br>令和 5 年 1 0 月 2 8 日まで（1 1 0 日間）  |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 5 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で浄化槽工事の登録があり、かつ土木工事・建築工事・管工事のいずれかにおいて、A 1 等級、A 等級、B 等級のいずれかで登録されており、令和 5 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 浄化槽工事に係る綾部市発注工事で、令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

### 3 提出書類

#### (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

#### (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

### 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

#### (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和5年6月12日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は710円です。

#### (2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和5年6月15日（木）午前9時から午後6時まで

令和5年6月16日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で6月15日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

### 5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和5年6月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

### 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和5年6月22日（木）から

令和5年6月23日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の

提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和5年6月26日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

①日時 令和5年6月30日（金）午前9時から午後6時まで  
令和5年7月 3日（月）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は6月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月 3日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和5年7月4日（火）午前11時30分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし

ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

**11 郵送による入札の可否**

郵送による入札は認めません。

**12 その他**

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第505 24号 浄化槽設置工事その2	1	
第505 25号 浄化槽設置工事その3	2	
<b>第505 26号</b> <b>浄化槽設置工事その1</b>	<b>3</b>	<b>本案件</b>
第505 27号 浄化槽設置工事その4	4	

**13 問い合わせ先**

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)  
FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)  
E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様



様式－2

# 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者			
1	(氏 名)	(氏 名)			
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
2	(氏 名)	(氏 名)			
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
3	(氏 名)	(氏 名)			
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
4	(氏 名)	(氏 名)			
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
5	(氏 名)	(氏 名)			
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				

## 【記載上の注意事項】

### 1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

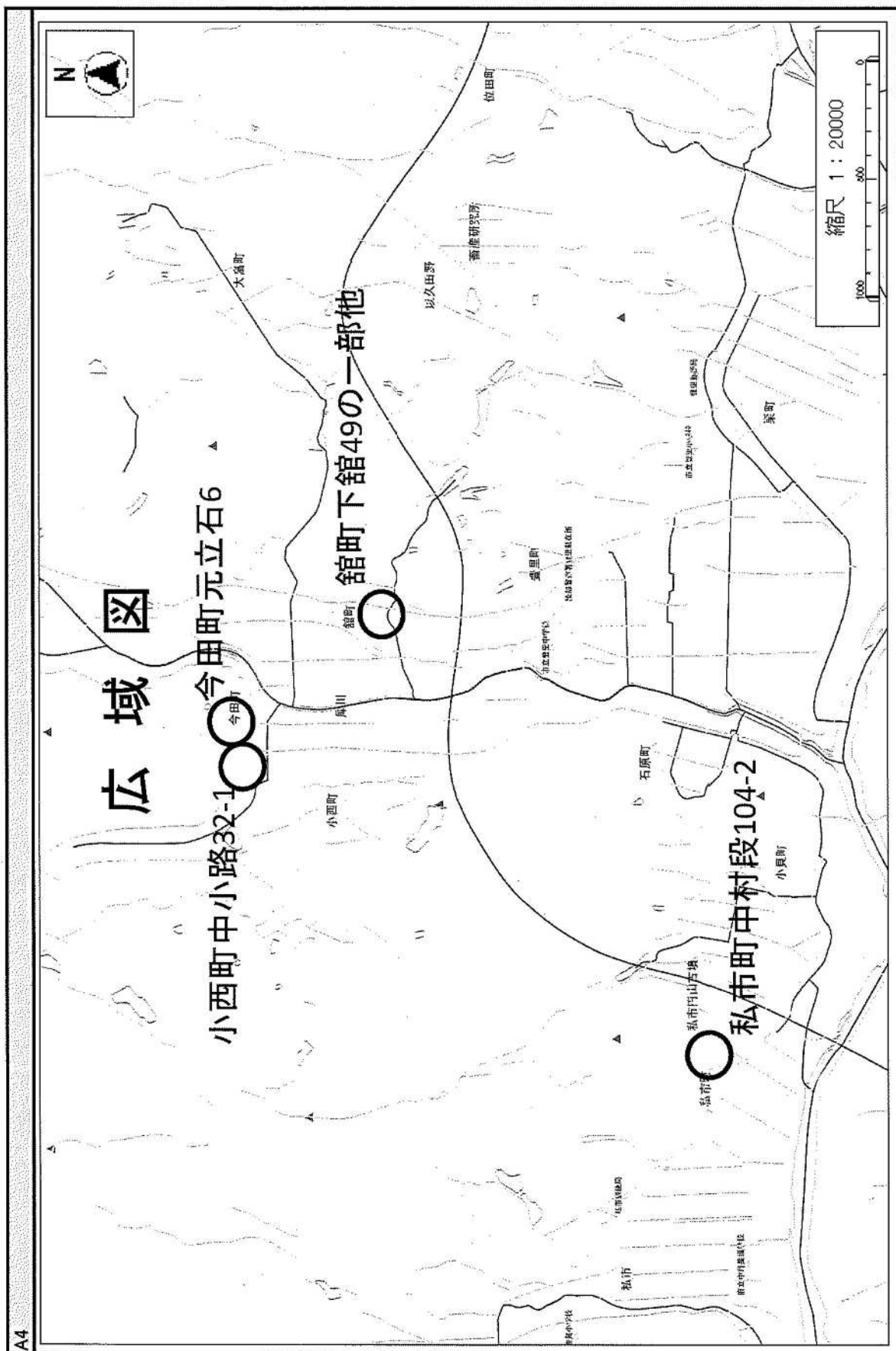
### 2) 主任技術者

- 1 土木工事・建築工事・管工事のいずれかで技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

### 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。

- (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 5 6 号

下水道整備事業、浄化槽設置工事その 4 に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り抜け方式）とします。

令和 5 年 6 月 1 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 工事番号  | 第 5 0 5 2 7 号   |
| (2) 工 事 名 | 浄化槽設置工事その 4   |
| (3) 工事場所  | 綾部市高倉町外（別添位置図参照）  |
| (4) 工事概要  | 小型合併処理浄化槽設置<br>5 人槽構造基準型 P 付 2 基<br>5 人槽コンパクト型 1 基<br>計 3 基 |
| (5) 予定工期  | 令和 5 年 7 月 1 1 日から<br>令和 5 年 1 0 月 2 8 日まで（1 1 0 日間）        |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 5 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で浄化槽工事の登録があり、かつ土木工事・建築工事・管工事のいずれかにおいて、A 1 等級、A 等級、B 等級のいずれかで登録されており、令和 5 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 浄化槽工事に係る綾部市発注工事で、令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和5年6月12日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は840円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和5年6月15日（木）午前9時から午後6時まで

令和5年6月16日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で6月15日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和5年6月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和5年6月22日（木）から

令和5年6月23日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時

から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和5年6月26日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### （1）入札期間

①日時 令和5年6月30日（金）午前9時から午後6時まで  
令和5年7月 3日（月）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は6月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月 3日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### （2）開札の日時

令和5年7月4日（火）午後1時30分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら



れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第505 24号 浄化槽設置工事その2	1	
第505 25号 浄化槽設置工事その3	2	
第505 26号 浄化槽設置工事その1	3	
<b>第505 27号</b> <b>浄化槽設置工事その4</b>	<b>4</b>	<b>本案件</b>

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1 綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

# 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者																																							
1	(氏 名)	(氏 名)																																							
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">手</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">持</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">工</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">事</td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	持	工	事	(工 事 名)					(請負金額)					(役 職 名)					(完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">手</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">持</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">工</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">事</td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	持	工	事	(工 事 名)					(請負金額)					(役 職 名)				
手	持	工	事	(工 事 名)																																					
				(請負金額)																																					
				(役 職 名)																																					
				(完了予定)																																					
手	持	工	事	(工 事 名)																																					
				(請負金額)																																					
				(役 職 名)																																					
				(完了予定)																																					
2	(氏 名)	(氏 名)																																							
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">手</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">持</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">工</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">事</td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	持	工	事	(工 事 名)					(請負金額)					(役 職 名)					(完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">手</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">持</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">工</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">事</td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	持	工	事	(工 事 名)					(請負金額)					(役 職 名)				
手	持	工	事	(工 事 名)																																					
				(請負金額)																																					
				(役 職 名)																																					
				(完了予定)																																					
手	持	工	事	(工 事 名)																																					
				(請負金額)																																					
				(役 職 名)																																					
				(完了予定)																																					
3	(氏 名)	(氏 名)																																							
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">手</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">持</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">工</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">事</td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	持	工	事	(工 事 名)					(請負金額)					(役 職 名)					(完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">手</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">持</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">工</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">事</td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	持	工	事	(工 事 名)					(請負金額)					(役 職 名)				
手	持	工	事	(工 事 名)																																					
				(請負金額)																																					
				(役 職 名)																																					
				(完了予定)																																					
手	持	工	事	(工 事 名)																																					
				(請負金額)																																					
				(役 職 名)																																					
				(完了予定)																																					
4	(氏 名)	(氏 名)																																							
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">手</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">持</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">工</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">事</td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	持	工	事	(工 事 名)					(請負金額)					(役 職 名)					(完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">手</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">持</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">工</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">事</td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	持	工	事	(工 事 名)					(請負金額)					(役 職 名)				
手	持	工	事	(工 事 名)																																					
				(請負金額)																																					
				(役 職 名)																																					
				(完了予定)																																					
手	持	工	事	(工 事 名)																																					
				(請負金額)																																					
				(役 職 名)																																					
				(完了予定)																																					
5	(氏 名)	(氏 名)																																							
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">手</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">持</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">工</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">事</td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	持	工	事	(工 事 名)					(請負金額)					(役 職 名)					(完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">手</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">持</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">工</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">事</td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	持	工	事	(工 事 名)					(請負金額)					(役 職 名)				
手	持	工	事	(工 事 名)																																					
				(請負金額)																																					
				(役 職 名)																																					
				(完了予定)																																					
手	持	工	事	(工 事 名)																																					
				(請負金額)																																					
				(役 職 名)																																					
				(完了予定)																																					

## 【記載上の注意事項】

### 1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

### 2) 主任技術者

- 1 土木工事・建築工事・管工事のいずれかで技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

### 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。

- (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第57号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定により、所有者の判明しない猫の収容について通知を受けたので、次のとおり公告する。

令和5年6月12日

綾部市長 山崎善也

- 1 捕獲日時 令和5年6月12日 午後3時20分
- 2 捕獲場所 綾部市綾中町花ノ木地内
- 3 動物種 猫
- 4 毛 色 白黒
- 5 体 格 小
- 6 性 別 雌
- 7 その他 首輪等なし

- 1 捕獲日時 令和5年6月12日 午後3時20分
- 2 捕獲場所 綾部市小貝町樋口地内
- 3 動物種 猫
- 4 毛 色 白黒茶
- 5 体 格 中
- 6 性 別 雌
- 7 その他 ピンク色布製首輪

(注意) 公告期間満了の日の翌日(令和5年6月15日)までに引取りのないときは、処分されます。

(連絡先) 京都府中丹東保健所

電話番号0773-75-1156



綾部市公告第 5 8 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 5 年 6 月 1 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 5 9 号

旧農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 1 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市農業委員会事務局
- 2 縦覧期間 令和 5 年 6 月 1 5 日から令和 5 年 6 月 3 0 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

綾部市公告第60号

まちなか空間向上計画策定業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は参加申請書等を提出してください。

令和5年6月16日

綾部市長 山崎善也

本市のまちなか空間向上計画策定業務委託について、委託業者の選定にあたり別添「まちなか空間向上計画策定業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施します。

まちなか空間向上計画策定  
業務委託に関する  
公募型プロポーザル実施要領

令和5年6月

綾部市建設部都市計画課

## 1 趣旨・目的

この実施要領（以下「要領」という。）は、綾部市（以下「本市」という。）が発注する「まちなか空間向上計画策定業務委託」に関し、公募型プロポーザル方式により契約予定者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

まちなか空間向上計画策定業務委託

### (2) 業務内容

別添1「まちなか空間向上計画策定業務委託に関する仕様書」のとおり。

### (3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年3月22日（金）まで（予定）

### (4) 委託料上限額

6, 982, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は単に本業務に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

## 3 事務局（提出先、問い合わせ先）

綾部市建設部都市計画課都市計画担当 市村・田中

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

TEL：0773-42-4285

FAX：0773-42-4406

e-mail：toshikeikaku@city.ayabe.lg.jp

## 4 契約予定者の選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式

## 5 応募資格要件

応募者は、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

なお、資格要件の確認基準日は本業務の募集開始日とするが、契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結は行わないものとする。

- (1) 過去5年以内（平成30年4月1日以降）に本業務と同様の業務を実施し、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を有すること。なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものとし、また、本社、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 綾部市暴力団等排除措置要綱（平成23年綾部市告示第10号）別表に掲げる措

置要件のいずれかに該当しないこと。

(5) 国税及び本市市税を滞納していないこと。

(6) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触しないこと。

## 6 スケジュール（予定）

期 日	項 目	備 考
令和5年6月16日（金）	募 集 開 始	本市ホームページ及び公告
令和5年6月23日（金）	質 問 書 提 出 期 限	電子メール
令和5年6月30日（金）	質 問 書 回 答 期 限	電子メール（必要に応じて本市ホームページ）
令和5年7月11日（火）	参 加 申 請 書 類 提 出 期 限	持参又は郵送
令和5年7月18日（火）	一 次 審 査 結 果 通 知	応募者が6者以上の場合のみ
	二 次 審 査 詳 細 案 内	一次審査通過者にのみ通知
令和5年7月28日（金）	二 次 審 査 プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン 及 び ヒ ア リ ン グ	綾部市役所
令和5年8月8日（火）	二 次 審 査 結 果 通 知	郵送
令和5年8月中旬	契 約 予 定 者 決 定	

※上記のスケジュールは、状況により変更する場合がある。

## 7 応募方法

(1) 提出書類、様式、提出部数等

別添2「まちなか空間向上計画策定業務委託に関する公募型プロポーザルに係る提出書類等一覧」のとおり

(2) 提出方法等

① 提出期限：令和5年7月11日（火）午後5時15分【必着】

② 提出方法：持参又は郵送による

※持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

※郵送による場合は、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

③ 提出先：事務局（上記3のとおり）

## 8 要領等の配付

(1) 要領、提出書類様式及び仕様書の配付方法

① 本市ホームページよりダウンロード

② 事務局での直接配付

有償配布とする。代金は、110円とし希望者は事前に事務局まで連絡すること。

(2) 配付期間

- ① 令和5年6月19日(月)から6月30日(金)まで  
ただし、直接配付は平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

9 一次審査及び二次審査の概要

**一次審査**

(1) 選定方法

応募者が6者以上の場合は、本業務に関する公募型プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)において、提出書類をもとに書類審査を行い、上位5者以内を選定する。

(2) 審査基準

① 審査項目・配点

審査項目	配点
① 企業概要、業務実績	10点
② 業務実施体制	10点
③ 企画提案内容	20点
合計	40点

② 審査項目ごとの採点基準

配点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
20点	20	16	12	8	4
10点	10	8	6	4	2

(3) 審査結果の通知

審査結果は、各応募者に対して文書で通知する。なお、応募者が5者未満のため、一次審査を行わなかった場合もその旨通知する。

※通知予定日：令和5年7月18日(火)

**二次審査**

(1) 選定方法

一次審査通過者(応募者が6者未満の場合は応募者)の中から、提出書類に記載された内容に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより、委員会において審査し、最高得点を得たものを優先交渉権者として選定する。

- (2) 応募者又は一次審査通過者が1者となった場合でも二次審査を実施するものとする。実施した結果、基準点を満たす場合のみ、優先交渉権者として選定する。

(3) 実施日

令和5年7月28日(金)

※会場、時間等の詳細は、一次審査後に別途通知する。

(通知予定日：令和5年7月18日(木))

(4) 実施方法

- ① 説明時間は参加者ごとに約30分間

- ・企画提案書等の説明・プレゼンテーション（20分）
  - ・質疑応答・ヒアリング（10分）
  - ②提案説明の際、プロジェクタの使用は可能。スクリーンは本市（事務局）で用意する。パソコン、プロジェクタ等は各参加者で準備すること。
  - ③参加者は3人以内とする。
  - ④プレゼンテーションにおいては、審査基準の評価項目ごとに採点するため、各項目順に提案説明を行うこと。
- (5) その他  
二次審査に参加しなかった場合は、参加を辞退したものとみなす。

(6) 審査基準

①審査項目・配点

審査項目		配点
業務実施体制 (30点)	① 企業概要、業務実績	10点
	② 業務実施体制、業務遂行能力	10点
	③ プレゼンテーションにおける取組姿勢、コミュニケーション能力	10点
企画提案内容 (70点)	① 業務実施計画、スケジュールなど	10点
	② 現状調査・分析の手法・実施内容など	10点
	③ 効果検証の手法・実施内容など	20点
	④ 本市の地域特性等を踏まえた提案や独自提案など	20点
	⑤ 見積金額、積算内容	10点
合 計		100点

②審査項目ごとの採点基準

配点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
20点	20	16	12	8	4
10点	10	8	6	4	2

(7) 審査結果の通知

審査結果は、令和5年8月8日（水）に各参加者に対して文書で通知する。

10 契約の締結

- (1) 9により選定された優先交渉権者と契約締結に向けた交渉を行う。
- (2) 本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、優先交渉権者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。

※この場合において、契約交渉が不調となった場合は、審査結果による得点順位の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。



(3) 契約締結手続きは本市の契約規則に定める方法で行う。

## 11 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合において、9により選定された優先交渉権者が無効となった場合は、審査結果による得点順位を順次繰り上げる。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 同一の者が2つ以上の提出書類を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 2の(4)の委託料上限額を超えた場合
- (6) 応募資格要件を満たさなくなった場合
- (7) 談合等、不正行為があった場合
- (8) その他委員会が不適切と認めた場合

## 12 質問等の受付及び回答

本業務の概要や要領、仕様書の内容等について、質問等がある場合は、以下のとおり質問書を提出し、本市から回答する。

- (1) 提出書類：質問書【様式5】
- (2) 提出期限：令和5年6月23日（金）午後5時15分【必着】
- (3) 提出方法：電子メールによる
- (4) 提出先：事務局（上記3のとおり）
- (5) 回答方法：電子メールアドレス宛ての返信メール
- (6) 回答期限：令和5年6月30日（金）

※質問等の内容について電話で確認することがある。

※必要に応じ、質問等の内容を本市ホームページで公開することがある。

## 13 その他

- (1) 提出書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリング等、本業務のプロポーザルに要する費用は、応募者又は参加者の負担とする。
- (2) 提出書類等は、審査に必要な範囲において、無償で複製することができるものとし、応募者に返却しない。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (4) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。
- (5) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (6) 参加申請受理後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届（様式任意）を必ず提出すること。
- (7) 電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 審査結果に関する電話等による問い合わせには応じないものとする。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

## まちなか空間向上計画策定業務委託に関する仕様書

## 1. 件 名

まちなか空間向上計画策定業務委託

## 2. 目 的

綾部市における中心市街地地区は、かつては商店街がいくつも組織され、活気のある街並みが形成されていたが、近年はまちなかの商店街は解散し、中心市街地地区においても活性化とは程遠い状況にある。

本業務は、綾部駅南側の中心市街地を中心とした調査区域を対象に、都市基盤施設や土地利用等の検討を行い、今後のまちづくりと整備の方向性を定め、まちなか空間向上計画を策定することを目的とする。

## 3. 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年3月22日

## 4. 業務内容

## (1) 計画準備

作業計画、工程計画を立案し、業務を実施する準備を行う。

## (2) 上位・関連計画の整理

中心市街地地区に係る上位計画や関連計画の整理を行う。

- ・上位・関連計画の整理

## (3) 現況調査

既存資料及び現地踏査により、調査区域における土地・建物利用等の現況整理を行うほか、周辺の開発動向についても既存資料（発注者提供）を基に整理する。

また、現況調査に基づいた調査区域のまちづくり上の課題を整理する。

## ① 既存資料の整理

- ・土地・建物利用現況調査
- ・公共施設現況
- ・開発動向調査
- ・まちづくり上の課題整理

## ② 現地踏査

- ・現地確認

## ③ 権利状況確認

発注者からの提供資料を基に、土地・建物の権利状況を整理する。

- ・簡易権利調査

(4) 整備方針の検討

上記までの検討結果を基に、中心市街地地区の整備方針を検討する。

① 整備計画図（素案）の作成

中心市街地の道路構成、将来土地利用を想定した整備計画図案の作成を行う。

- ・整備計画図（素案）の作成

② 整備手法の検討

整備計画図（素案）の整備を行う上での整備手法メニューの整理及び比較表の作成を行う。

- ・整備手法メニューの整理

- ・整備手法比較表の作成

③ 整備の実現性と課題抽出

整備計画図（素案）で示す都市基盤施設整備を実現するための条件や課題の抽出を行う。

- ・整備の実現性と課題抽出

④ モデルケースの検討

上記の検討結果から実現可能性が高いと考えられる事業を1案モデルケースとして設定し、事業手法、課題、概算事業費等を取りまとめる。

(5) 報告書のとりまとめ

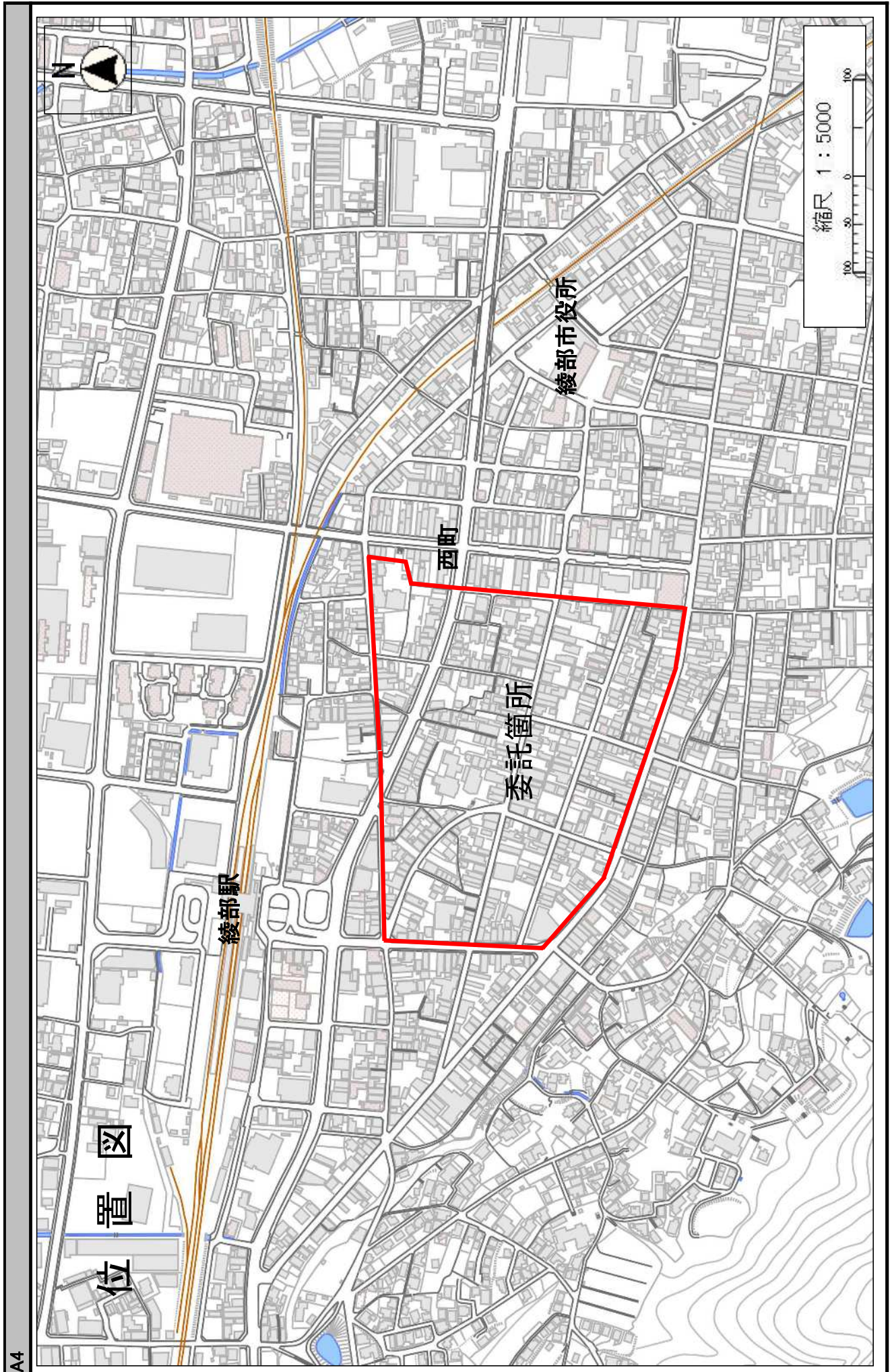
検討結果を報告書として取りまとめる。

(6) 打合せ協議

協議は初回、中間2回、納品時の4回とする。

5. 成果品

- (1) 調査報告書・・・・・・・・・・ 2部
- (2) その他（調査関連資料）・・・・・・ 1式
- (3) 現況調査電子データ（CD-R）・・・・ 1式



位置図

■まちなか空間向上計画策定業務委託に関する公募型プロポーザルに係る提出書類等一覧

提出書類	様式等	提出部数	記載事項	留意事項	な  ど
1 参加申請書	【様式1】	正本1	○必ず代表者印押印のこと		
2 業務実施体制書	【様式2】	正本1・副本7	○契約期間を通して本業務に従事する総括管理者及び業務担当者について記載すること 「総括管理者」：総合的な責任者、管理者として中心となり本業務の遂行にあたる者 「業務担当者」：総括管理者の下で実務等を行う者 「保有資格、業務経過年数」ほか：本業務の遂行に関連する保有資格等を記載すること		
3 企画提案書	様式任意 (A4版)	正本1・副本7	○下記の事項について記載すること ①趣旨・目的 本業務に対する基本的な考え方、基本方針、目的、全体像等を具体的に記載すること ②業務実施計画、スケジュール 本業務を達成するための実施計画、作業工程、スケジュール等を具体的に記載すること ③現状調査・分析の手法、実施内容 現状の調査・分析の実施内容やそのための手法等について具体的に記載すること ④効果検証の検討・検証の実施内容やそのための手法等について具体的に記載すること ⑤本市の地域特性等を踏まえた提案や独自提案など 本市の地域特性等を踏まえた提案や活用可能な事例の提示など具体的に記載すること ○企画、提案、支援内容についてはできるだけ具体的に記載すること ○必要に応じサンプリングを示すなど、成果物等のイメージが分かりやすいよう工夫すること		
4 見積書	様式任意	正本1・副本7	○見積金額は、要領2の(4)の委託料上限額の範囲内とすること ○明細書、積算内訳書を添付のこと ○正本には必ず日付記載、代表者印押印のこと		
5 企業概要書	【様式3】	正本1・副本7	○企業概要や業務実績が分かるパンフレット、資料等があれば適宜添付すること		
6 業務実績書	【様式4】	正本1・副本7	○業務実績書に記載した業務に係る契約書の写しを添付すること		
7 財務諸表	写し可	正本1	○直前営業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類		
8 登記簿謄本	写し可	正本1	○令和5年1月1日以降のもの		
9 納税証明書	写し可	正本1	○法人税、消費税、本市市税について未納がないことを証明するもの (本市市税については、本市に課税義務がある場合のみ) ○令和5年1月1日以降のもの		

※提出書類のうち、7 財務諸表、8 登記簿謄本及び9 納税証明書については、本市の指名競争入札参加資格審査申請において提出済みの場合は省略可とする。

【様式 1】

参加申請書

令和5年 月 日

綾部市長 山崎善也様

住 所

商号又は名称

代表者名

印

「まちなか空間向上計画策定業務委託」に関する公募型プロポーザルによる選定について、下記の書類を添えて、参加を申請します。

なお、当該業務に係る応募資格要件に該当する者であること及び提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

	提出書類	提出部数
1	参加申請書【様式1・本様式】	正本1
2	業務実施体制書【様式2】	正本1・副本7
3	企画提案書	正本1・副本7
4	見積書	正本1・副本7
5	企業概要書【様式3】	正本1・副本7
6	業務実績書【様式4】	正本1・副本7
7	財務諸表	正本1
8	登記簿謄本	正本1
9	納税証明書	正本1

《本業務のプロポーザルに係る部署・担当者の連絡先》

部 署 名	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E-mail アドレス	

※書類送付・質問回答等の連絡先となります。

【様式 2】

業 務 実 施 体 制 書

商号又は名称	
--------	--

①総括管理者

氏 名	
役職・年齢	( 歳)
保有資格	
業務経験年数	年 箇月 ※本業務に関連する業務経験年数
主な業務実績①	業務名：
	内 容：
主な業務実績②	業務名：
	内 容：

②業務担当者

氏 名	
役職・年齢	( 歳)
保有資格	
業務経験年数	年 箇月 ※本業務に関連する業務経験年数
主な業務実績①	業務名：
	内 容：
主な業務実績②	業務名：
	内 容：

※契約期間を通して本業務に従事する総括管理者及び業務担当者を記載すること。

※本調書は業務担当者の人数に応じて複写して使用すること。

【様式3】

企業概要書

商号又は名称				
代表者氏名				
所在地				
設立年月日	年 月 日			
営業年数	年			
貸借対照表 総資本額	千円			
損益計算書 税引前当期利益	千円			
常勤職員の数	技術職員	事務職員	その他の職員	合計
	人	人	人	人
主たる営業品目 事業方針など				
その他特記すべき事項				

※令和5年4月1日時点の数値を記載すること。

※企業概要が分かる資料等があれば適宜添付すること。

※貸借対照表総資本額、損益計算書税引前当期利益は、直前営業年度の数値を記載すること。



【様式4】

業 務 実 績 書

商号又は名称	
--------	--

1	国・地方公共団体名		契約期間	～	年	月	日
	業 務 名						
	契 約 金 額	円（消費税及び地方消費税含む）					
	業 務 概 要						
2	国・地方公共団体名		契約期間	～	年	月	日
	業 務 名						
	契 約 金 額	円（消費税及び地方消費税含む）					
	業 務 概 要						
3	国・地方公共団体名		契約期間	～	年	月	日
	業 務 名						
	契 約 金 額	円（消費税及び地方消費税含む）					
	業 務 概 要						
4	国・地方公共団体名		契約期間	～	年	月	日
	業 務 名						
	契 約 金 額	円（消費税及び地方消費税含む）					
	業 務 概 要						
5	国・地方公共団体名		契約期間	～	年	月	日
	業 務 名						
	契 約 金 額	円（消費税及び地方消費税含む）					
	業 務 概 要						

- ※ 過去5年（平成30年4月1日以降）において、国又は地方公共団体が発注する本業務と同様の受注実績を5件まで記載すること。なお、元請として実施したもののみとする。
- ※ 記載した全件について、受注を確認できる書類（契約書表面の写し等）を記載すること。
- ※ A4サイズ2ページ以内に収まるよう、簡潔に記載すること。

【様式5】

質 問 書

「まちなか空間向上計画策定業務委託」に関する公募型プロポーザルについて、以下のとおり質問します。

質 問 事 項	質 問 内 容

会 社 名	
代 表 者 名	
部 署 名	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E-mail アドレス	

※質問内容が容易に理解できるよう、できる限り具体的に記載してください。

※質問書の提出は、原則として各者1回とします。

※質問書は、令和5年6月23日（金）午後5時15分まで（必着）に提出してください。

また、質問に対する回答は、令和5年6月30日（金）までに電子メールで返信します。

※原則として、電話及び口頭による質問は受け付けません。

※質問を受け付けたらその旨を電子メールで返信しますので、返信がない場合は電話等で確認してください。

※質問がない場合は提出不要です。

質問書提出先：[toshikeikaku@city.ayabe.lg.jp](mailto:toshikeikaku@city.ayabe.lg.jp)（綾部市建設部都市計画課都市計画担当）

綾部市公告第 6 1 号

防災基盤整備事業、私市町防火水槽新設工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 5 年 6 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 工事番号  | 第 5 0 5 3 2 号  |
| (2) 工 事 名 | 私市町防火水槽新設工事  |
| (3) 工事場所  | 綾部市私市町（別添位置図参照）                                      |
| (4) 工事概要  | コンクリート防火水槽新設（無蓋 4 0 m <sup>3</sup> ） N = 1 基         |
| (5) 予定工期  | 令和 5 年 7 月 2 5 日から<br>令和 5 年 1 1 月 1 1 日まで（1 1 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 5 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、令和 5 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式―3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

#### 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

##### （1）設計図書の閲覧

①期間 令和5年6月26日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は420円です。

##### （2）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和5年6月29日（木）午前9時から午後6時まで

令和5年6月30日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で6月29日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

#### 5 入札参加資格確認通知について

（1）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和5年7月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（2）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

#### 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和5年7月6日（木）から

令和5年7月7日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和5年7月10日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和5年7月14日(金) 午前9時から午後6時まで  
令和5年7月18日(火) 午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は7月14日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月18日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和5年7月19日(水) 午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

### 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所



様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

**2) 主任技術者**

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 6 2 号

防災基盤整備事業、睦合町消防ポンプ格納庫（詰所付）新設工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 5 年 6 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 工事番号  | 第 5 0 5 3 3 号   |
| (2) 工 事 名 | 睦合町消防ポンプ格納庫（詰所付）新設工事  |
| (3) 工事場所  | 綾部市睦合町（別添位置図参照）   |
| (4) 工事概要  | 睦合町消防ポンプ格納庫（詰所付）新設 木造平屋建<br>既設睦合町消防ポンプ格納庫（詰所付）解体 鉄骨造平屋建<br>既設ホースポール解体 一式<br>ホースポール新設 一式 |
| (5) 予定工期  | 令和 5 年 7 月 2 5 日から<br>令和 5 年 1 2 月 2 1 日まで（1 5 0 日間）                                    |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 5 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事の B 等級で登録されており、令和 5 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書  
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一

般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和5年6月26日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は460円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和5年6月29日(木) 午前9時から午後6時まで

令和5年6月30日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で6月29日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和5年7月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和5年7月6日(木) から

令和5年7月7日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和5年7月10日(月) 午後5時までに京都府入札情報公開システ

ムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

①日時 令和5年7月14日(金) 午前9時から午後6時まで  
令和5年7月18日(火) 午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は7月14日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月18日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和5年7月19日(水) 午前9時50分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

## 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp



様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

# 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	手持 工事
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	手持 工事
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	手持 工事
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	手持 工事
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	(氏 名)
	手持 工事	手持 工事
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

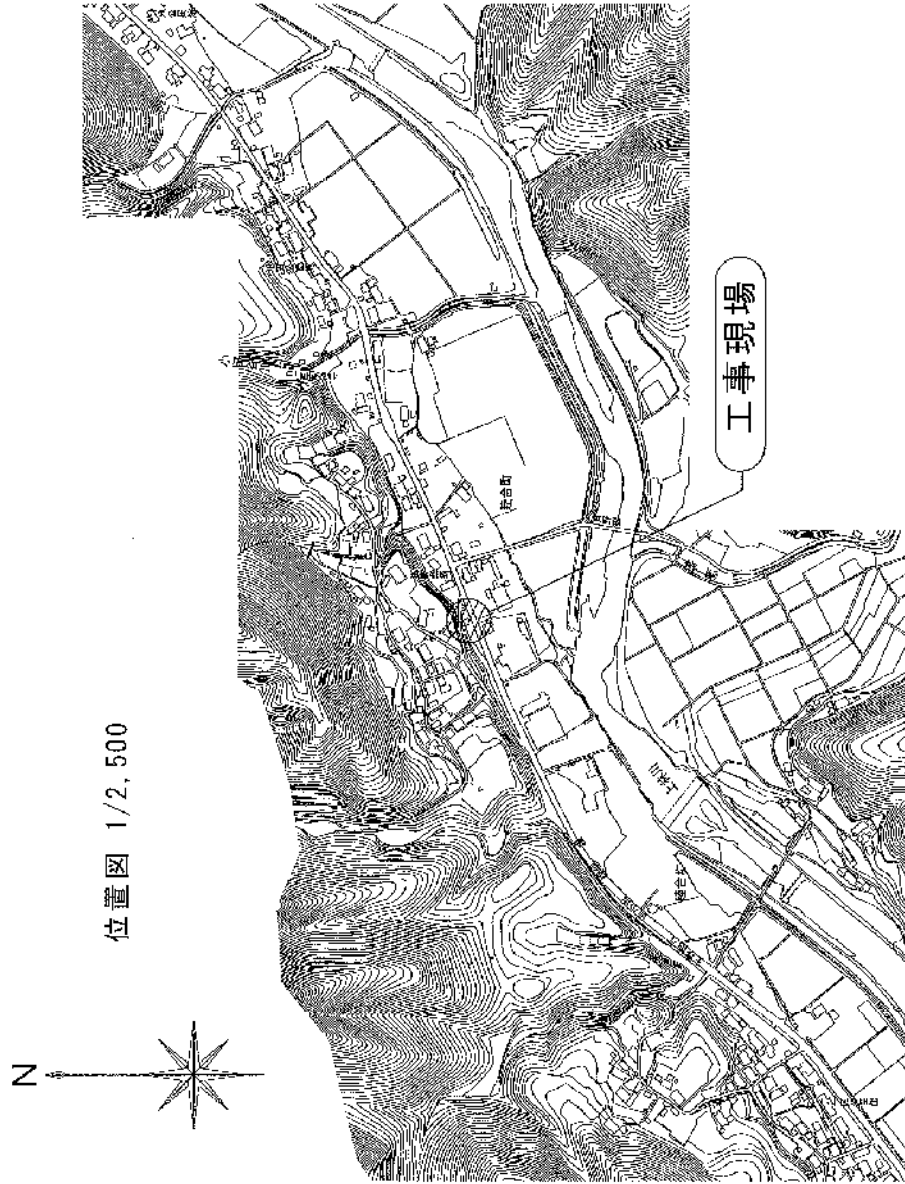
**2) 主任技術者**

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が8,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が8,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が8,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が8,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



位置図 1/2,500

綾部市公告第63号

道路整備事業の市道綾部工業団地3号線舗装工事と工業団地対策費の市道綾部工業団地3号線マンホール調整工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り抜け方式）とします。

令和5年6月26日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第505 34号
- (2) 工 事 名 市道綾部工業団地3号線舗装工事  
市道綾部工業団地3号線マンホール調整工事
- (3) 工事場所 綾部市とよさか町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 (舗装工事)  
L = 110 m W = 6.65 ~ 7.55 m  
アスファルト舗装工 A = 801 m<sup>2</sup>  
区画線工 L = 275 m  
(マンホール調整工事)  
L = 14 m W = 3.0 ~ 4.0 m  
マンホール調整工 N = 8箇所  
アスファルト舗装工 A = 8 m<sup>2</sup>  
オーバーレイ工 A = 63 m<sup>2</sup>
- (5) 予定工期 令和5年 7月25日から  
令和5年12月11日まで（140日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和5年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のB等級又はC等級で登録されており、令和5年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。

- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

### 3 提出書類

#### (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

#### (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

### 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

#### (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和5年6月26日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は560円です。

#### (2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和5年6月29日（木）午前9時から午後6時まで

令和5年6月30日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で6月29日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

### 5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和5年7月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。



6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和5年7月6日（木）から  
令和5年7月7日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和5年7月10日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和5年7月14日（金）午前9時から午後6時まで  
令和5年7月18日（火）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は7月14日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月18日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和5年7月19日（水）午前10時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札し

た者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本案件は、市道綾部工業団地3号線舗装工事と市道綾部工業団地3号線マンホール調整工事を合併して発注するものですが、契約については、2件に分けて契約するものとします。
- (7) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第505 34号 市道綾部工業団地3号線舗装工事、市道綾部工業団地3号線マンホール調整工事	1	本案件
第505 35号 市道高津旭線舗装工事その2	2	

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所在地 京都府綾部市若竹町 8 - 1  
綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

# 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

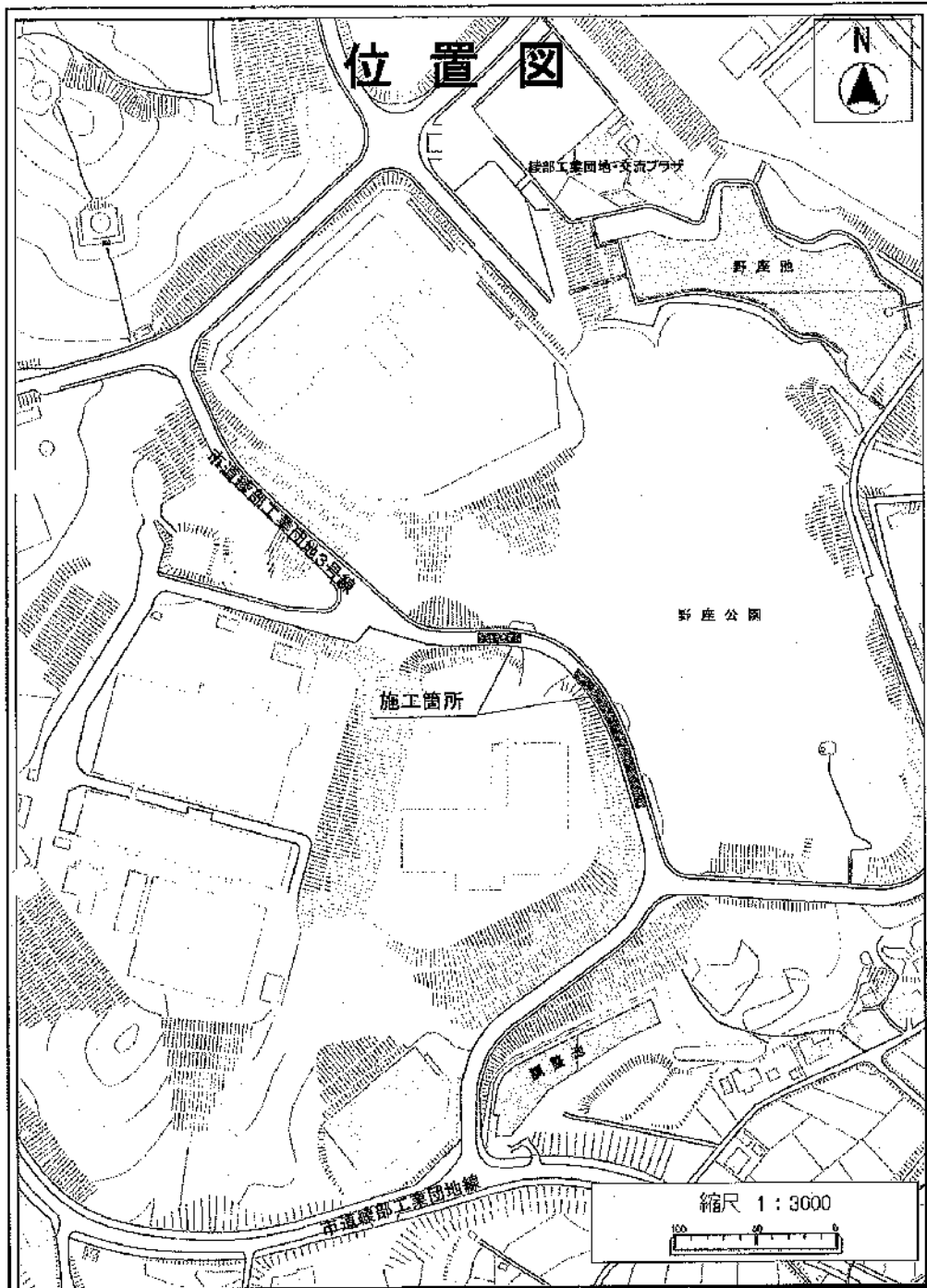
- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

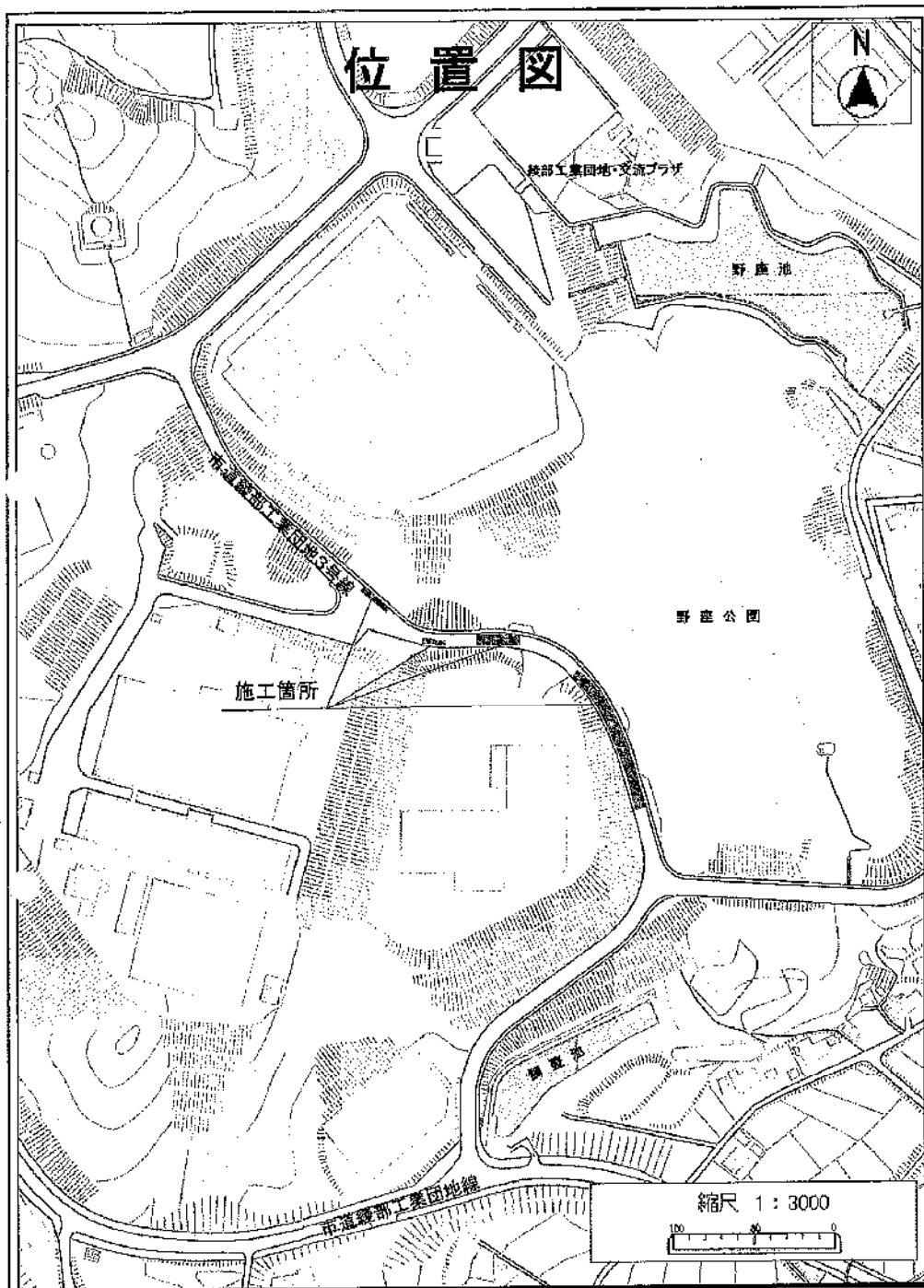
3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
  - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。

- (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。







綾部市公告第64号

道路整備事業、市道高津旭線舗装工事その2に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り分け方式）とします。

令和5年6月26日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 工事番号  | 第505 35号   |
| (2) 工 事 名 | 市道高津旭線舗装工事その2  |
| (3) 工事場所  | 綾部市大島町（別添位置図参照）  |
| (4) 工事概要  | L = 150m W = 3.4 ~ 7.8m<br>アスファルト舗装工 A = 696㎡<br>区画線工 L = 275m |
| (5) 予定工期  | 令和5年 7月25日から<br>令和5年12月 1日まで（130日間）                            |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和5年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のB等級又はC等級で登録されており、令和5年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書  
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一

一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和5年6月26日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は320円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和5年6月29日(木) 午前9時から午後6時まで

令和5年6月30日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で6月29日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和5年7月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和5年7月6日(木) から

令和5年7月7日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 令和5年7月10日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

- ①日時 令和5年7月14日(金)午前9時から午後6時まで  
令和5年7月18日(火)午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は7月14日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月18日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和5年7月19日(水)午前10時30分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第505 34号 市道綾部工業団地3号線舗装工事、市道綾部工業団地3号線マンホール調整工事	1	
第505 35号 市道高津旭線舗装工事その2	2	本案件

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

# 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所



様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者			
1	(氏 名)	(氏 名)			
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
2	(氏 名)	(氏 名)			
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
3	(氏 名)	(氏 名)			
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
4	(氏 名)	(氏 名)			
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
5	(氏 名)	(氏 名)			
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">手 持 工 事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)</td> </tr> </table>	手 持 工 事
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				
手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)				

## 【記載上の注意事項】

### 1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

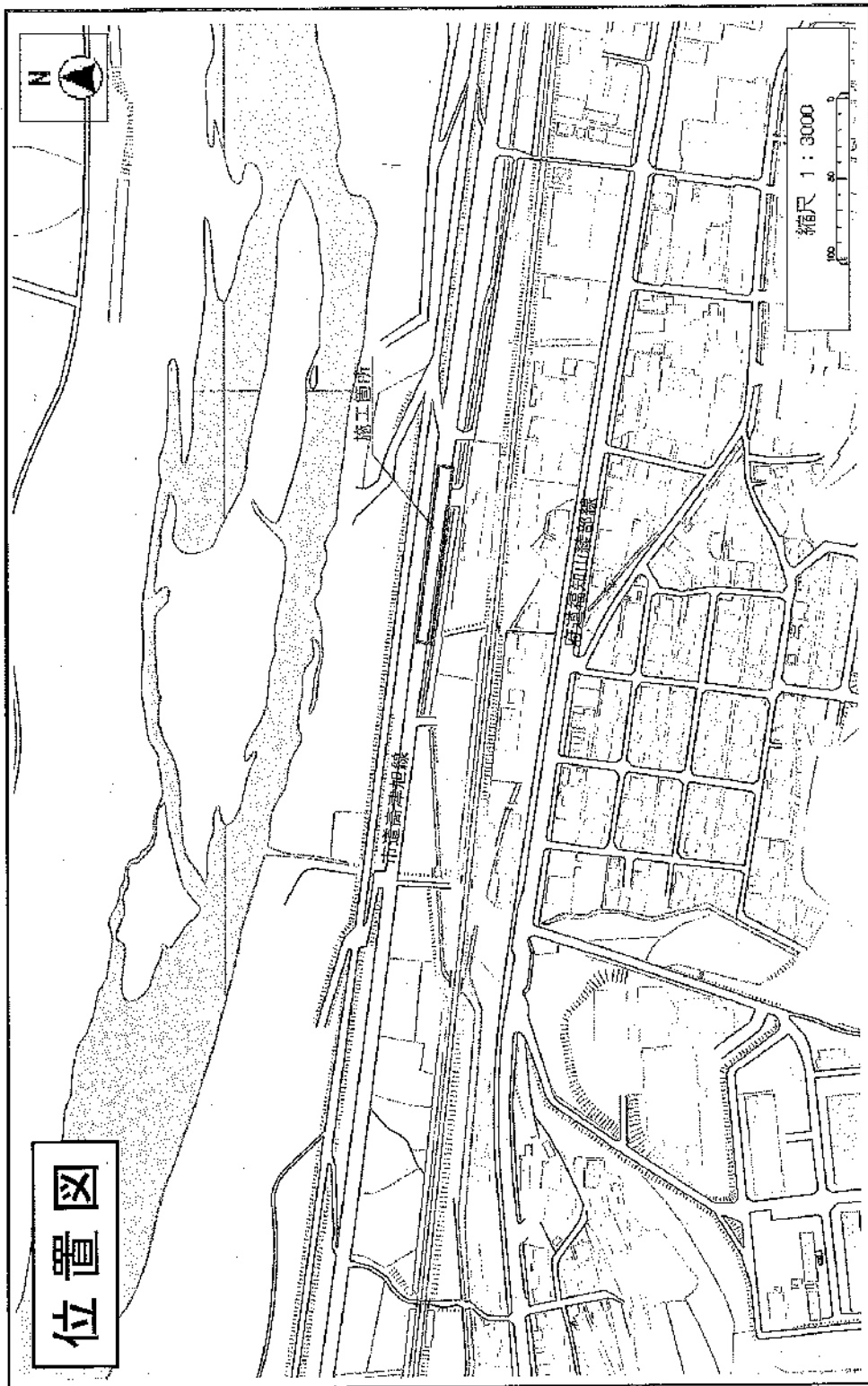
### 2) 主任技術者

- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

### 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。

- (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



位置図

綾部市公告第 6 5 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 5 年 6 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第66号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和5年6月27日

綾部市長 山崎善也

(以下掲示済)

綾部市公告第 6 7 号

動物の愛護及び管理に関する法律第 3 5 条第 3 項の規定により、所有者の判明しない猫の収容について通知を受けたので、次のとおり公告する。

令和 5 年 6 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

1	捕獲日時	令和 5 年 6 月 2 9 日	午前 8 時
2	捕獲場所	綾部市井倉新町地内	
3	動物種	猫	
4	毛 色	茶白	
5	体 格	小	
6	性 別	不明	
7	そ の 他	首輪等なし	

1	捕獲日時	令和 5 年 6 月 2 9 日	午前 8 時
2	捕獲場所	綾部市井倉新町地内	
3	動物種	猫	
4	毛 色	キジ	
5	体 格	小	
6	性 別	不明	
7	そ の 他	首輪等なし	

1	捕獲日時	令和 5 年 6 月 2 9 日	午前 8 時
2	捕獲場所	綾部市井倉新町地内	
3	動物種	猫	
4	毛 色	キジ	
5	体 格	小	
6	性 別	不明	
7	そ の 他	首輪等なし	

(注意) 公告期間満了の日の翌日 (令和 5 年 7 月 3 日) までに引取りのないときは、処分されます。

(連絡先) 京都府中丹東保健所

電話番号 0 7 7 3 - 7 5 - 1 1 5 6

綾部市公告第 6 8 号

次の書類は、送達を受けるべき者への送達が困難であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公告する。

令和 5 年 6 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)



綾部市消防本部告示第7号

綾部市火災予防条例（昭和37年綾部市条例第14号）第43条の2第1項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定する。

令和5年6月21日

綾部市消防長 上原博一

- 1 催しの開催場所 綾部市川糸町、並松町及び西町
- 2 催しの名称 令和5年度 あやべ水無月まつり
- 3 催しの開催期間 令和5年7月22日（土）10時から22時まで  
※露店による火気使用は主に17時以降

綾部市教育委員会告示第10号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和5年度第3回（6月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和5年6月19日

綾部市教育委員会

教育長 村上元良

- 1 日 時 令和5年6月23日（金）13時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
  - ・議第18号 （仮称）駅北複合施設整備工事（建築本体工事）請負契約の一部変更について
  - ・議第19号 （仮称）駅北複合施設整備工事（電気設備工事）請負契約の一部変更について

綾部市監査公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、令和4年度に実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年6月19日

綾部市監査委員 岡 垣 美 樹

綾部市監査委員 本 田 文 夫

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

2 監査の目的

綾部市監査基準に基づき、綾部市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に適合し、適正で合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施する。

3 監査の対象

予算事項別事務事業の中から、前年度及び当年度における監査対象事項を選定し監査を実施した。なお、選定した監査対象事項は次のとおりである。

区分	対象部課（局）		対象事項
第1回	定住交流部	定住・地域政策課	移住立国プロジェクト事業費（コロナ対策分含む。）
			特定地域づくり事業協同組合事業費
		観光交流課	都市交流拠点施設運営事業費
			綾部夢ライト事業費
		文化・スポーツ振興課	文化振興事業費（経常経費、優良建築物活用事業費、市美術展・アートフェスタ、市民合唱祭）
			社会体育諸事業費（府民総合体育大会、市民駅伝競走大会）
	建設部	監理課	登記事務費
			土木総務一般事務費（工事等監理事務費）
		建設課	除雪対策費
			除雪機械設置補助事業費
			緊急浚渫事業費
		都市計画課	地籍調査事業費
			公園管理費
			彫刻管理費

監査公表

		建築課	住宅維持管理費（一戸建住宅）	
			空家等対策費	
	議会事務局		議会運営費	
			市議会会議録検索システム導入事業費	
第2回	市長公室	秘書広報課	あやべ特別市民制度事業費（制度拡充含む。）	
			広報事務費（情報発信拡充事業費、旧資料データ化事業費含む。）	
		職員課	会計年度任用職員経費	
			職員研修費（京都府派遣、コロナ対策含む。）	
		防災・危機管理課	災害対策費	
			原子力防災対策費	
	企画総務部	企画政策課	企画調整事務費	
			みんなでコロナをのりこえよう補助金、みんなであやべを盛りあげよう補助金	
		総務課	庁用車管理費	
			西部地区期日前投票所設置事業費	
		行政デジタル推進課	庁内情報化推進費（社会保障・税番号制度対応事業、コンビニ対応高速プリンタ更新事業）	
			庁内情報化強化事業費	
		財政課	財政管理一般事務費	
	税務課	税務総務一般事務費		
		賦課徴収費（経常経費）		
	消防本部	管理課	救急業務費	
			消防施設維持管理費	
	第3回	市民環境部	市民・国保課	証明書コンビニ交付システム導入事業費
				コンビニ交付事務費
特定健康審査等事業費（国民健康保険特別会計）				
市民協働課			自治会活動活性化推進費	
			ボランティア活動推進事業費	
人権推進課			男女共同参画センター管理運営費	
			共同集会所等管理運営費（宮代コミュニティセンター管理費）	
環境企画課			地域緑化推進事業費補助金	
			ゼロカーボンシティ推進事業費	
環境保全課		環境対策事業費		
		粗大ごみ収集事業費		
農林商工部		商工労政課	市民ホール管理運営費	
			ものづくり企業特別応援補助金	

監査公表

		農政課	農業施設管理運営費	
			綾部ふれあい牧場魅力再発見事業費	
			農地中間管理機構関連農地整備事業費	
		林政課	林道維持管理費	
			森林適正整備推進事業費	
			教育部	学校教育課
	社会教育課	教育教材・活動費（中学校費）		
		地域未来塾事業費		
				中央公民館費
第4回	福祉保健部	社会福祉課	社会福祉協議会補助金	
			生活困窮者自立支援事業費	
		こども支援課	病児保育事業費	
			病児保育施設整備事業費	
			物部保育園運営費	
		障害者支援課	福祉団体事業費補助金	
			障害者更生援護費	
		高齢者支援課	ふれあいの家管理運営費	
			認知症初期集中支援事業費（介護保険特別会計）	
			初期認知症カフェ事業費（介護保険特別会計）	
		保健推進課	乳幼児健康診査事業費	
			病院事業会計（令和4年度中間決算報告分）	
		会計課	会計管理一般事務費	
		上下水道部	上水道課	上水道事業会計（令和4年度中間決算報告分）
			下水道課	合併処理浄化槽設置費等補助金
				下水道事業会計（令和4年度中間決算報告分）
			監査委員事務局	監査委員一般事務費
36課（局）			74事項	

4 監査の実施期間

区分	実施期間
第1回	令和4年10月11日～令和4年11月28日
第2回	令和4年11月9日～令和5年1月20日
第3回	令和4年11月16日～令和5年1月20日
第4回	令和5年1月5日～令和5年2月15日

5 監査の方法

監査対象事項に係る関係書類の提出を求めて、書類監査を実施するとともに、各所属長に対し聴取を行った。

## 6 監査の項目

- (1) 収入事務について
- (2) 支出事務について
- (3) 補助金等交付事務について
- (4) 入札・契約事務について
- (5) 財産管理事務について
- (6) 経営に係る事業の管理について（公営企業会計）

## 7 監査の結果

財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。ただし、次の事項及び表の指摘事項については、所属長に対して改善又は検討の上、適正な事務の執行に努めるよう指導した。

### (1) 補助金等交付事務

補助金の目的を確実に達成するためには、交付基準や対象を明確にする必要があるが、団体事業補助金等交付規則のみを根拠として、支出基準や交付対象が不明確なものがある。また、提出書類の記載が適正でないもの、精査されていないもの等も散見される。

必要に応じて要綱・実施要領等を整備し、公金で補助をすべき根拠を明確にするるとともに、補助事業の実施状況の確認や補助団体の指導に十分な注意を払われたい。

### (2) 入札・契約事務

予定価格決定調書の作成に不備のあるものや、契約書条文の誤り、契約内容にそぐわない条文、また、仕様書等添付書類の内容の誤りや欠落等が散見される。事業の実施や支払業務に支障をきたす恐れもあるため、正確な内容で契約を行うよう十分な注意を払われたい。

指摘事項	措置状況
<p>(移住立国プロジェクト事業費)</p> <p>単価契約書について、条文中の業務内容の記載に誤りがあった。契約書の作成に当たっては、内容を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>(定住・地域政策課)</p> <p>他の契約書を基に契約書案を作成し修正漏れが生じたもので、起案者はもとより決裁過程において内容を十分確認し、改めてチェック体制を強化し適正な事務処理に努めていくことを確認しました。</p>

<p>(特定地域づくり事業協同組合事業費)</p> <p>団体事業補助金に係る交付申請書及び実績報告書の「事業の概要」の記載内容に不備がある。また、収支予算書及び収支計算書の会計区分が提出書類ごとに異なっている。提出書類については、内容を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>(定住・地域政策課)</p> <p>決裁過程において内容を十分確認し、改めてチェック体制を強化し適正な事務処理に努めていくことを確認しました。</p>
<p>(文化振興事業費)</p> <p>市美術展審査員の出張依頼書について、決裁がされておらず、旅費の内訳が記載されていない。今後は、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>(文化・スポーツ振興課)</p> <p>指摘事項については、課内で課題を共有し、チェックの徹底を確認しました。今後、内容を十分に確認し、適正に事務を処理するよう注意します。</p>
<p>(空家等対策費)</p> <p>契約書に、「仕様書」と「別記個人情報取扱特記事項」が綴じ込まれていなかった。契約書の作成に当たっては、十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>(建築課)</p> <p>契約事務に当たっては、事務処理マニュアル等について再認識し、内容を十分確認の上、適正な事務処理の徹底を図ります。</p>
<p>(市議会会議録検索システム導入事業費)</p> <p>賃貸借契約書について、条文中の業務内容の記載に誤りがあった。契約書の作成に当たっては、内容を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>(議会事務局)</p> <p>今後、契約書を作成する際は契約担当課の通知を確認しつつ、それぞれの業務に適した契約書の作成に努めるとともに、決裁を行う中で改めて内容を十分確認するよう努めます。</p>
<p>(災害対策費)</p> <p>ア 支払調書について、適正な事務処理、保管がされていない。書類は厳重に取り扱うよう徹底されたい。</p> <p>イ 委託契約書について、仕様書の内容に不備がある。契約書の作成に当たっては、内容を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 事業に係る補助金交付要綱に規定されている補助金交付（不交付）決定通知書の文言の一部が欠落している。速やかに改正されたい。</p>	<p>(防災・危機管理課)</p> <p>ア 書類は厳重に取り扱うよう、課内会議で徹底しました。</p> <p>イ 今後は、内容を十分確認の上、適正な事務処理の徹底を図ります。</p> <p>ウ 総務課と調整し、文言を修正しました。</p>

<p>(庁用車管理費)</p> <p>資金前渡金の精算に係る証拠書類が保管されていないものがある。今後は適正な書類整備に努められたい。</p>	<p>(総務課)</p> <p>証拠書類については、財務会計処理をした後に処理伝票を打ち出してその裏面に添付するなどしているが、起案者のみならず担当内において複数人での確認と統一した保管場所への保管の徹底に努めます。</p>
<p>(男女共同参画センター管理運営費)</p> <p>補助金に係る交付決定の決裁において、綾部市会計規則第20条協議がされていない。今後は、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>(人権推進課)</p> <p>事務処理について、再度決裁ルート等について確認し、誤りのない適正な事務処理を行うよう担当内で確認を行いました。今後は、起案時、決裁時ともに再確認し、適切な事務処理に努めます。</p>
<p>(市民ホール管理運営費)</p> <p>予定価格決定調書の作成日が見積書の発行日以前の日付となっている。今後は、適正な入札・契約事務に努められたい。</p>	<p>(商工労政課)</p> <p>今後は、起案から決裁過程において内容を十分確認し、適正に入札・契約事務を行うよう注意します。</p>
<p>(農業施設管理運営費)</p> <p>請求書について保管されていないものがある。今後は適正な書類整備に努められたい。</p>	<p>(農政課)</p> <p>支払いの関係書類については、支払い決裁終了後に費目・事業別にファイルに綴じ込んで整理しておりますが、今後は紛失等がないよう、確実な保管に努めてまいります。</p>
<p>(農地中間管理機構関連農地整備事業費)</p> <p>ア 報償費の支払いに係る書類が保管されていなかった。書類は厳重に取り扱うよう徹底されたい。</p> <p>イ 委託契約書について、仕様書が綴じ込まれていなかった。今後は、内容を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>(農政課)</p> <p>書類については、厳重に取り扱うとともに、今後は確実な保管に努めてまいります。また、契約書については、内容を十分確認するとともに、複数の職員でチェックを徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。</p>



<p>(学校施設維持管理費 (小学校費))</p> <p>ア 契約書について、条文抹消箇所が適切でないもの、抹消箇所の訂正印漏れがあるもの、また、添付の仕様書に不備があるものがあつた。今後は、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 契約依頼書が契約日以降に発行されているものがあつた。今後は、適正な契約事務に努められたい。</p> <p>ウ 予定価格決定調書の作成日が見積書の発行日以前の日付となっている。今後は、適正な入札・契約事務に努められたい。</p> <p>エ 改修工事に係る見積書について、見積書提出依頼日以前に提出された見積書があつた。今後は、公正かつ適正な入札・契約事務に努められたい。</p>	<p>(学校教育課)</p> <p>契約事務に当たっては、事務処理マニュアル等について再認識し、内容を十分確認の上、適正な事務処理の徹底を図ります。また、課内で指摘事項・課題を共有し、チェック体制を強化します。</p>
<p>(教育教材・活動費 (中学校費))</p> <p>入札年月日を過ぎた見積書で見積り合わせが行われている。今後は、公正かつ適正な入札・契約事務に努められたい。</p>	<p>(学校教育課)</p> <p>見積書の受取時に慎重に確認し、適正な入札・契約事務に努めます。</p>
<p>(社会福祉協議会補助金)</p> <p>条例に規定のある提出書類の一部が提出されていない。速やかに提出を求めるとともに、今後は、提出書類について適正に受理されたい。</p>	<p>(社会福祉課)</p> <p>綾部市社会福祉協議会に提出を求め受理しました。今後は、提出書類について適正に受理するよう努めます。</p>
<p>(障害者更生援護費)</p> <p>ア 契約書に記載の消費税額に誤りがあつた。速やかに訂正されるとともに適正な契約事務に努められたい。</p> <p>イ 委託料の支払いについて、契約書と異なる支払いがされていた。実態に合うよう契約書の内容を見直し、適正な会計処理に努められたい。</p>	<p>(障害者支援課)</p> <p>契約書について、正しい消費税額に改め、利用者負担額を委託料から控除する旨を記載して訂正しました。今後締結する契約については、内容等複数の職員で十分確認を行い、誤りのないものとなるよう、適正な事務処理に努めます。</p>

その他、少しの注意をもって点検や確認を行えば正せる誤り等については、所属長に対し口頭により指導を行った。

今後ともチェック機能の強化、マニュアルの徹底や研修の充実を図るなど、市民に信頼される適正な財務事務の執行に努められたい。

綾部市監査公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定に基づき、令和4年度に実施した随時監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年6月19日

綾部市監査委員 岡 垣 美 樹

綾部市監査委員 本 田 文 夫

1 監査の種類

随時監査（地方自治法第199条第5項）

2 監査の目的

綾部市監査基準に基づき、綾部市が発注する工事に関し、法令等に適合し、適正で合理的かつ効率的に執行されているか、また、当該工事の設計、施工等が適正に行われているかを主眼として実施する。

3 監査の対象

第1回は令和4年3月31日までに完成した工事から2件、第2回は令和5年1月上旬までに完成した工事の中から2件、計4件を選定し監査を実施した。

対象工事は次のとおりである。

(1) 市道味方平線改良工事

契約概要		工事概要
工事名	市道味方平線改良工事	延長 34.0m 幅員 4.0m
受注者	鈴木建設株式会社	法枠工 RTフレーム工法 164m
契約方法	条件付一般競争入札	重力式擁壁工 395 m <sup>3</sup>
請負金額	47,219,700 円 (税込)	仮設防護柵工 24m
工期	令和3年6月29日～令和4年1月14日	

(2) 天文館大規模改修工事

契約概要		工事概要	
工事名	天文館大規模改修工事	外壁改修	改修面積 716 m <sup>2</sup>
受注者	上田工業株式会社	屋上テラス等改修	改修面積 455 m <sup>2</sup>
契約方法	公募型指名競争入札	外構整備改修	改修面積 446 m <sup>2</sup>
請負金額	51,696,700 円 (税込)		
工期	令和3年8月12日～令和4年3月29日		

(3) 以久田ポンプ室擁壁改修工事

契約概要		工事概要
工事名	以久田ポンプ室擁壁改修工事	擁壁工 L=17m
受注者	源和住工株式会社	防護柵工 L=19m
契約方法	条件付一般競争入札	場内舗装工 A=63 m <sup>2</sup>
請負金額	9,213,600 円 (税込)	配水管布設工 DCIP(K) φ100 L=13m
工期	令和4年8月9日～令和4年11月26日	仮設配水管工 一式

(4) I・Tビルトイレ改修工事

契約概要		工事概要
工事名	I・Tビルトイレ改修工事	和式便器を洋式便器化 9 台
受注者	株式会社 桑井商店	普通便座を洗浄便座化 13 台
契約方法	条件付一般競争入札	便座クリーナー用ディスペンサー設置 22 台
請負金額	9,240,000 円 (税込)	多目的トイレ扉改修 1 か所
工期	令和4年8月25日～令和4年12月22日	

4 監査の実施期間

区分	実施期間
第1回	令和4年5月 2日 ～ 令和4年6月 9日
第2回	令和5年2月 1日 ～ 令和5年3月 27日

5 監査の方法

対象工事に係る関係書類一式の提出を求めて、書類監査を実施するとともに、各所属長に対し聴取を行い、併せて現地確認を行った。

6 監査の項目

- (1) 入札・契約事務について
- (2) 工事施工（工程管理及び品質管理）状況について
- (3) 提出書類の整備について

7 監査の結果

書類監査及び現地確認において、おおむね適正に執行されていると認めた。

ただし、次の事項については、所属長に対して指摘を行い、改善又は検討の上、適正な事務の執行に努めるよう指導した。

指摘事項	措置状況
(市道味方平線改良工事) 第1回工事変更伺について、綾部市決裁規程に基づく決裁がされていない。今後は、規程を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。	(建設課) 今後は、決裁規程に基づく決裁となっているか確認を行い、違う場合はその時点で確認を行うなど適正な事務処理に努めます。

その他、少しの注意をもって点検や確認を行えば正せる誤り等については、所属長に対し口頭により指導を行った。

今後ともさらに、チェック機能の強化、マニュアルの徹底、研修の充実を図るなど、市民に信頼される適正な事務の執行に努められたい。

綾部市監査公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき、令和4年度に実施した行政監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年6月19日

綾部市監査委員 岡 垣 美 樹

綾部市監査委員 本 田 文 夫

1 監査の種類

行政監査（地方自治法第199条第2項）

2 監査の目的

綾部市監査基準に基づき、綾部市の事務の執行及び管理が、法令等に適合し、適正で合理的かつ効率的に行われているかを主眼として実施する。

3 監査の対象

(1) 監査テーマ 基金の管理及び運用状況について

(2) 対象基金 27基金

(3) 対象課 基金所管課（19課）

基金名	条例名	所管課
財政調整基金	綾部市財政調整基金の設置及び管理に関する条例	財政課
減債基金	綾部市減債基金設置及び管理条例	財政課
地域振興基金	綾部市地域振興基金条例	財政課
庁舎建設等準備基金	綾部市庁舎建設等準備基金条例	総務課
世界連邦推進事業基金	綾部市世界連邦推進事業基金条例	企画政策課
電源立地地域対策基金	綾部市電源立地地域対策基金条例	財政課
水源の里基金	綾部市水源の里条例	定住・地域政策課
永井産業振興基金	綾部市永井産業振興基金条例	商工労政課
まち・ひと・しごと創生基金	綾部市まち・ひと・しごと創生基金条例	企画政策課
交通安全対策基金	綾部市交通安全対策基金条例	市民協働課
社会福祉事業基金	綾部市社会福祉事業基金条例	社会福祉課
子育て基金	綾部市子育て基金条例	こども支援課
保健事業基金	綾部市保健事業基金条例	保健推進課
環境基金	綾部市環境基金条例	環境保全課
中山間地域保全基金	綾部市中山間地域保全基金設置条例	農政課
豊かな森を育てる基金	綾部市豊かな森を育てる基金条例	林政課
森林環境譲与税基金	綾部市森林環境譲与税基金条例	林政課
開発関連施設整備基金	綾部市開発関連施設整備基金設置及び管理条例	都市計画課

住宅新築資金等貸付事業基金	綾部市住宅新築資金等貸付事業基金条例	人権推進課
教育振興基金	綾部市教育振興基金条例	学校教育課
文化振興基金	綾部市文化振興基金条例	社会教育課
スポーツ振興基金	綾部市スポーツ振興基金条例	文化・スポーツ振興課
農林業者労働災害共済事業基金	綾部市農林業者労働災害共済条例	農政課
国民健康保険準備基金	綾部市国民健康保険条例	市民・国保課
介護給付費準備基金	綾部市介護給付費準備基金条例	高齢者支援課
市営駐車場整備基金	綾部市市営駐車場整備基金条例	都市計画課
都市計画事業基金	綾部市都市計画事業基金設置及び管理条例	(所管課不明)

#### 4 監査の実施期間

令和4年10月7日から令和4年11月16日まで

#### 5 監査の方法

基金についての事前調査票による調査を実施の上、基金所管課から関係書類の提出を求めて書類監査を実施するとともに、財政課長に対し聴取を行った。

#### 6 監査の着眼点

- (1) 基金の目的が明瞭で、管理及び運用に係る方針を定めているか。
- (2) 基金に関する事務の分掌は明確か。
- (3) 設置目的に従って適切に運用されているか。
- (4) 資金運用は計画的に行われているか。
- (5) 収入及び支出の記録は適正に行われているか。

#### 7 監査の結果

##### (1) 基金の管理状況

27基金のうち26基金については、条例の設置目的に従って基金所管課により管理が行われている。しかし、都市計画事業基金については、条例は制定されているものの現在は基金の運用はなく、所管課が不明の状況となっている。今後の運用の可能性等も踏まえ、所管課を明確にされたい。

また、基金管理台帳（管理簿）の整備については、19課のうち16課が作成しているが、任意の様式のため統一性がなく、基金の状況が把握しにくいものがある。今後、より適正な基金管理を行うため、台帳様式の統一及び整備について検討されたい。

##### (2) 基金の運用状況

資金運用は、各基金条例の規定により、最も確実かつ有利な方法により行うこととなっており、主に大口定期預金及び有価証券により運用を行っている。また、大口定期預金は複数の市内金融機関に分散して運用している。

令和3年度は、26基金において利子積立や寄附金等の積み立てが行われており、14基金において事業充当等による取り崩しが行われている。また、直近3年間利子

積立以外の運用がないものが4基金（庁舎建設等準備基金、交通安全対策基金、中山間地域保全基金、住宅新築資金等貸付事業基金）、廃止が決定（予定含む）しているものは2基金（豊かな森を育てる基金、永井産業振興基金）となっている。

財務事務については、おおむね適正に行われている。しかし、積立額の決定や処分の内容の決定に係る事務手続きについては、その経過が確認できないものが散見される。貴重な財産である基金の管理運用をより適正に行うため、基金の事務取扱いについて、庁内で統一的な規定の整備を検討されたい。

綾部市監査公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき、令和4年度に実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年6月19日

綾部市監査委員 岡 垣 美 樹

綾部市監査委員 本 田 文 夫

1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

2 監査の目的

綾部市監査基準に基づき、綾部市が財政的な援助等を行っている団体に対し、公金はその目的を達成するために、適正で合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施する。

3 監査の対象

- (1) 対象の団体 社会福祉法人 綾部市社会福祉協議会
- (2) 団体の種類 補助金交付団体、指定管理者
- (3) 公金の種類 補助金（社会福祉協議会補助金）、指定管理料（綾部市福祉ホール）
- (4) 所 管 課 社会福祉課

4 監査の実施期間

令和5年2月1日から令和5年3月27日まで

5 監査の方法

事業計画書、予算書、決算諸表及び関係諸帳簿等と、補助金交付並びに指定管理に係る一連の書類の提出を求めて書類監査を実施するとともに、対象団体の職員、所管課の課長に対し聴取を行った。

6 監査の着眼点

(1) 補助金

ア 補助金交付団体

- (ア) 団体の諸帳簿と、市へ提出した補助金交付に係る書類は符合するか。
- (イ) 交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- (ウ) 事業は計画及び交付条件に従い実施され十分効果が上げられているか。



(エ) 補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。

(オ) 補助金に係る収支の会計経理は適正か。

イ 所管課

(ア) 補助金の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。

(イ) 補助金の決定は法令等に適合しているか。

(ウ) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

(エ) 補助金の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。

(オ) 団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 指定管理料

ア 指定管理者

(ア) 施設は善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。

(イ) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

(ウ) 法定点検が必要な施設、設備等は適切に点検が行われているか。

(エ) 利用料金の収納は適正に行われているか。

(オ) 管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

イ 所管課

(ア) 指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。

(イ) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

(ウ) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

(エ) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

(オ) 事業報告書の点検は適切になされているか。

7 団体の概要

綾部市社会福祉協議会は、昭和27年9月に設立され、令和4年に創立70周年を迎えた。地域の福祉を支え、地域での生活を支える指針として、綾部市地域福祉活動計画を定め、『つながりあうまち「あやべ」の実現』を目標に、生活介護支援や成年後見制度などの総合相談体制の整備、災害ボランティアセンターの組織整備、生活困窮者に対する相談支援や生活支援体制の充実など、積極的に事業展開し、関係団体と連携しながら多様化する福祉施策の推進に取り組まれている。

8 公金の概要

(1) 社会福祉協議会補助金

第4次地域福祉活動計画及び社会福祉協議会基盤強化計画に基づく福祉推進事業及び運営経費に対して、社会福祉法人の助成に関する条例及び綾部市団体事業補助金等交付規則に基づき補助金を交付するもので、令和3年度は24,345,000円を交付している。また、令和4年度は24,345,000円を交付決定している。

(2) 綾部市福祉ホール指定管理料

高齢者及び障害者等の福祉の向上を図るとともに、社会福祉関係団体の利便に供す

るために設置された綾部市福祉ホールについて、指定管理者制度により施設の管理業務を委託しているもので、令和3年度の指定管理料は2,242,776円となっている。また、令和4年度の指定管理料は令和4年4月1日付けの年度協定で2,460,000円となっている。なお、原油価格・物価高騰の影響に係る電気代補てんのため、令和5年3月24日付けの変更年度協定で4,027円を増額している。

## 9 監査の結果

### (1) 社会福祉法人 綾部市社会福祉協議会

補助金は目的に沿い、適正に執行されていると認めた。また、施設は適正に管理されており、指定管理料についても適正に執行されていると認めた。

今後も、各関係機関等と連絡調整を図り福祉施策の推進に精力的に取り組まれることを期待する。

### (2) 社会福祉課

所管課における事務の執行については、次の事項について所属長に対して指摘を行い、改善又は検討の上、適正な事務の執行に努めるよう指導した。

指摘事項	措置状況
<p>(福祉ホール管理運営費)</p> <p>ア 行政財産使用許可の期間について、綾部市会計規則第187条第1項の規定に則していないものとなっている。今後は、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 指定管理に係る基本協定書について、実態と一致しない条文がある。また、年度協定書の仕様書について、不要な記載がある。いずれも速やかに修正されたい。</p>	<p>(社会福祉課)</p> <p>令和5年度から綾部市会計規則に準じ、1年以内の期間において使用の許可をします。</p> <p>基本協定書第25条(利用料金の決定)について、変更契約により抹消しました。年度協定書の仕様書における「下水道使用料」の記載についても同様に削除しました。</p>

その他、少しの注意をもって点検や確認を行えば正せる誤りについては、所管課長に対し口頭により指導を行った。

今後も、補助金の目的を達成するため適正な交付事務に努められるとともに、施設管理の的確な指導を行われたい。